

○日 時 令和2年9月14日 午前9時27分～午後4時28分

○場 所 議 場

○出席委員

12番	東	君子	委員長	9番	立	石	幸	徳	副委員長	
2番	眞	茅	弘美	委員	3番	上	迫	正	幸	委員
4番	沖	園	強	委員	5番	禰	占	通	男	委員
7番	吉	松	幸夫	委員	8番	吉	嶺	周	作	委員
10番	下	竹	芳郎	委員	11番	永	野	慶一郎	委員	
13番	清	水	和弘	委員	14番	豊	留	榮	子	委員
議長	中	原	重	信						

【議 題】

認定事項第1号 令和元年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

[議会費～衛生費] [労働費～土木費]

午前9時27分 開会

○議長（中原重信） ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

[委員長に東君子委員、副委員長に立石幸徳委員を選出]

○委員長（東君子） 本日から、認定事項7件についての審査を行います。

審査順序につきましては、配付のとおりです。

本日は、午前中に議会費から衛生費までを、午後から労働費から土木費までの審査としたいと思っておりますので進行に御協力ください。

△認定事項第1号 令和元年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

○委員長（東君子） 審査に入ります。

まず、認定事項第1号令和元年度枕崎市一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 認定事項第1号令和元年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

令和元年度枕崎市一般会計歳入歳出決算報告書を御覧ください。

令和元年度決算の概要について、1ページから8ページまでまとめてありますので、概略説明いたします。

一般会計の決算規模と決算収支の状況の表を御覧ください。令和元年度の一般会計の決算規模と決算収支の状況について説明します。

(1)の歳入総額は148億6,449万8,000円で、前年度に比べ25億6,519万円の増、率にして20.9%の増となっています。(2)の歳出総額は144億9,989万7,000円で、前年度に比べ26億0,331万8,000円の増、率にして21.9%の増となっています。(3)の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は3億6,460万1,000円の黒字で、前年度に比べ3,812万8,000円の減、率にして9.5%の減となっています。令和2年度への繰越事業に係る(4)の翌年度に繰り越すべき財源は487万4,000円で、形式収支からこの翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた(5)の実質収支は3億5,972万7,000円の黒字で、前年度に比べ4,058万6,000円の減、率にして10.1%の減となっています。実質収支から前年度の実質収支を差し引いた(6)の単年度収支は、(5)の実質収支が4,058万6,000円の減となったことで同額の赤字となっています。

財政調整基金の積立である(7)の積立金は1億5,665万円で、前年度に比べ2,705万円の増となっています。また、財政調整基金の取崩しである(8)の積立金取崩し額は9,000万円で、前年度に比べ2,000万円の増となっています。(9)の地方債繰上償還金は、平成22年度に借り入れた地方道路等整備事業債と平成23年度に借り入れた地方道路等整備事業債の合計2件の繰上償還を4,566万3,000円実施しました。(10)の実質単年度収支は、7,172万7,000円の黒字で、前年度に比べ6,857万6,000円の減となっています。

なお、(10)の実質単年度収支については、(6)の単年度収支から実質的な黒字要素である(7)の積立金、(9)の地方債繰上償還金、赤字要素である(8)の積立金取崩し額を加減したもので、その年度における実質的な収支を把握するための指標であり、3年連続で黒字となっています。

続きまして、第3表款別決算額前年度比較等調により、令和元年度の歳入決算状況を説明します。

歳入決算額の構成比は、大きなものから地方交付税23.6%、寄附金18.8%、市税15.2%、国庫支出金10.2%、市債9.6%の順に続いています。

また、前年度決算額との比較において増減額の大きなものについては、寄附金がふるさと応援

寄附金の増などにより19億3,441万3,000円の増となったのをはじめ、市債が臨時財政対策債は減少したものの、防災行政無線デジタル化整備事業や小中学校への空調整備、共同斎場大規模改修事業の増などにより3億3,305万1,000円の増、繰入金があるさと応援基金繰入金の増などにより3億0,356万7,000円の増、地方交付税のうち普通交付税では、生活保護費の算定が実績により大きく減少したことなどで、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額が減少しましたが、国が地方の財政健全化に向け、臨時財政対策債のような特例債に頼らない財政運営を目指す方向性を示すため、臨時財政対策債発行可能額が大きく減少したことで、振替後の基準財政需要額が増加し、その影響で普通交付税が増となったことや特別交付税が増となったことなどにより、5,464万2,000円の増、諸収入がプレミアム付商品券事業の増などにより4,612万1,000円の増、市税が固定資産税において家屋、償却資産が増となったことが大きく、市税総体で4,270万7,000円の増となる一方で、県支出金が浜の活力再生施設整備事業の減などにより7,750万4,000円の減、国庫支出金がプレミアム付商品券事業等の増加はあったものの、保育所等整備交付金や生活保護費の減などにより5,322万9,000円の減、地方消費税交付金が2,416万6,000円の減となっています。

なお、実質的な普通交付税である普通交付税と臨時財政対策債の合算額は、1,957万円の減となっています。

続いて歳出の決算状況について説明します。

目的別の歳出決算額の構成比は、大きなものから総務費32.1%、民生費27.0%、公債費7.6%、教育費7.5%、土木費7.4%の順に続いています。

また、前年度決算額との比較において増減額の大きなものについては、総務費があるさと応援寄附金の増に伴うあるさと納税返礼事業やあるさと応援基金積立金の増などにより22億2,238万円の増となったのをはじめ、教育費が南浜館大規模改造事業の減はあったものの、小中学校への空調整備や市民会館改修事業、国民体育大会推進費の増などにより2億9,588万3,000円の増、消防費が防災行政無線デジタル化整備事業の増などにより1億4,090万2,000円の増、衛生費が共同斎場大規模改修事業の実施などに伴う南薩地区衛生管理組合負担金の増などにより1億3,758万2,000円の増となる一方で、農林水産業費が浜の活力再生施設整備事業の減などにより9,017万7,000円の減、土木費が市営住宅建設事業の減などにより8,386万6,000円の減、公債費がこれまでの計画的な借入れやここ数年の繰上償還の実施、借入利率の低水準に伴う償還利子の減などにより4,748万8,000円の減などとなっています。

令和元年度の本市財政指数等につきまして、第9表決算統計による指数等により説明します。

財政力指数は0.423で、前年度に比べ0.002ポイント高くなっています。

基準財政規模は60億1,645万3,000円で、生活保護費の減などにより臨時財政対策債振替前の基準財政需要額が減となったこと等による普通交付税と臨時財政対策債の合算額の減等により前年度に比べ758万7,000円の減となっています。

経常一般財源収入額は58億6,370万7,000円で、地方消費税交付金等は減となったものの、市税や普通交付税等の増により、前年度に比べ6,773万8,000円の増となっています。

基準財政規模に対する臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額の割合で示される経常一般財源比率は101.3%で、市税等の増により前年度に比べ0.2ポイント高くなっています。

基準財政規模に対する実質収支額の割合で示される実質収支比率は6.0%で、実質収支の減に伴って前年度に比べ0.6ポイント低くなっています。

財政の弾力性を示す経常収支比率は93.6%で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっています。

なお、経常収支比率が前年度に比べ0.2ポイント低くなったことについては、比率を求める算式の分母となる臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額は市税等の増により増加したのに加え、算式の分子となる経常経費充当一般財源は扶助費や物件費等が増加したものの、人件費、公

債費等の減により906万1,000円の減となったことが要因となっています。

地方債現在高は110億0,151万7,000円で、前年度までに引き続き借入利率の比較的高い地方債の繰上償還を行うとともに、交付税措置のない地方道路等整備事業債の借入れを取りやめ、借入額の縮減に努めたものの、防災行政無線デジタル化整備事業や共同斎場大規模改修事業等の増に伴い、償還額を上回る借入れを行ったことにより、前年度末に比べ3億6,410万6,000円の増となっています。

しかしながら、交付税措置率の高い地方債の活用を図った結果、地方債残高に対する交付税措置等を除いた実質的な負担額は、将来負担比率を算定するようになった平成19年度から12年連続で減少しており、将来負担比率も改善は図られています。

積立金現在高は36億0,731万2,000円で、ふるさと納税返礼事業などへの充当でふるさと応援基金を大きく取崩したほか、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計への財源補填などで、財政調整基金を取崩したものの、地方財政法に基づいた財政調整基金への積立や過疎対策事業債ソフト分の発行による後年度の公債費負担への対応などの減債基金への積立を行うとともに、ふるさと応援寄附金の増に伴い、ふるさと応援基金への積立が大幅に増加したことなどにより、前年度末に比べ12億4,494万1,000円の増となっています。

歳入決算額の財源構造については、自主財源、依存財源とも増加していますが、自主財源は44.6%で、寄附金が大きく増加したほか、繰入金や諸収入、市税などが増となったことなどで自主財源が23億2,398万3,000円の増となったことから、前年度に比べ9.6ポイント高くなっています。

一方、依存財源は55.4%で、市債や地方交付税などが増となったことなどで依存財源が2億3,978万7,000円の増となったものの、前年度に比べ9.6ポイント低くなっています。

歳出決算額の性質別経費の構成比については、義務的経費は39.5%で、扶助費がプレミアム付商品券事業や児童扶養手当の増などにより増となったものの、公債費がこれまでの計画的な借入れやここ数年の繰上償還の実施、借入利率の低水準に伴う償還利子の減などにより減、人件費が職員給や退職手当組合負担金の減などで減となるなど、経費全体で196万円の減となったことから、前年度に比べ8.6ポイント低くなっています。

投資的経費は14.1%で、普通建設事業費のうち補助事業費が浜の活力再生施設整備事業の減等により減、県営事業負担金が広域漁港整備事業負担金の減などにより減となっていますが、単独事業費が防災行政無線デジタル化整備事業や小中学校の職員室等の空調整備などにより増となったことなどで、経費全体で6,264万円の増となったものの、前年度に比べ2.6ポイント低くなっています。

その他の経費は46.4%で、積立金がふるさと応援基金積立金等の増により増、物件費や補助費等がふるさと納税返礼事業の増などで増、繰出金が介護保険特別会計や公共下水道事業特別会計などへの繰出金の増などにより増となったことなどにより、経費全体で25億4,121万8,000円の増となったことから、前年度に比べ11.2ポイント高くなっています。

市税の徴収率については95.7%と、前年度95.3%に比べ0.4ポイント高くなっています。

続きまして、財政健全化法に定められている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの令和元年度決算に基づく健全化判断比率は、報告事項第4号で報告したとおりで、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、引き続き該当はありませんでした。

実質公債費比率は9.9%で、比率を求める算式の分母となる標準財政規模から交付税算入公債費を差し引いた額が前年度に比べ3,640万5,000円減少したものの、分子については、一般会計の元利償還金の額がこれまでの繰上償還の影響などで減となったことに加え、交付税措置率の高い地方債の活用を図ってきたことなどにより、分子全体で、5,482万2,000円減少したことにより、単年度の実質公債費比率が前年度より1.0ポイント低い9.2%となり、10年連続で改善した

ことから、前年度に比べ0.5ポイント低くなっています。3か年平均数値、単年度数値とも、比率を算出するようになってから初めて10%を下回りました。

将来負担比率は56.6%で、同様に比率を求める算式の分母となる標準財政規模から交付税算入公債費を差し引いた額が減少したものの、分子では、一般会計の地方債の現在高をはじめ、公営企業債等繰入見込額、設立法人の負債額等負担見込額の将来負担額が増加し、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額は減少したことで、将来負担額が前年度に比べ4億0,787万4,000円増加したものの、充当可能基金がふるさと応援基金の影響で大幅に増加したほか、基準財政需要額算入見込額も増加したことから、充当可能財源等については16億6,736万1,000円増加したことから、分子全体として実質的な将来負担額が12億5,948万7,000円減少し、前年度に比べ23.5ポイント低くなっており、平成19年度に算定するようになって以来、改善し続けています。

しかし、個々の数値を見ると、一般会計の地方債の実質負担額は4,093万2,000円減少しているものの、充当可能基金の大幅増に隠れて影響が見えませんが、設立法人の負債額等負担見込額は財政的リスクの拡大により1,133万4,000円増加したほか、公共下水道事業の実質繰入見込額は1億6,497万6,000円増加しており、次年度も更に増加する見込みとなっているので、今後とも公共下水道事業への繰出金などの影響を注視していかなければならないと考えています。

最後に、令和元年度の地方消費税交付金のうち社会保障財源化分につきましては、1億6,085万6,000円であり、前年度に比べ994万2,000円の減となっています。また、その収入を充当した社会保障施策に要した経費につきましては34億8,825万8,000円であり、前年度に比べ2,652万3,000円の減となったものの、地方消費税交付金を含めた一般財源につきましては8,539万8,000円の増となっています。

これは、児童措置費などが減少しているものの、年度内に受け入れた国庫負担金額減少の影響で、生活保護扶助費などの一般財源が増加したのに加え、国民健康保険繰出金において赤字補填額の増加、介護保険繰出金において低所得者の保険料軽減措置拡充の影響で増加したことなどが大きな理由です。

なお、充当に当たっては、社会福祉、社会保険、保健衛生に係る具体的な対象範囲が示されていることから、それらの経費に要した一般財源の額で按分して充当してあります。

以上、令和元年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について概略御説明しましたが、審査のほどをよろしくお願いいたします。

[議会費～衛生費]

○委員長（東君子） お手元の審査順に従い、審査を進めます。

まず、議会費から衛生費までの審査に入ります。

決算書の29ページから41ページまで、決算報告書の120ページから150ページまで、監査委員の審査意見書の14ページから16ページまでです。

委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 決算報告書の122ページ、ここに空家等緊急危険防止措置業務委託49万5,000円とありますが、今回、ここの副市長の報告書にもありましたけど、6件ほどが被害を受けるとするような形なんですけどね。これまでも私もいろいろ危険空家に対しては網をかぶせてとか、いろいろな提言をしてきましたけど、そういう措置は今何件ぐらいやられとるんでしょうか。

○総務課参事（田中幸喜） 緊急安全措置に関する物件のお尋ねですが、これにつきましては平

成30年度に3件実施いたしましたして、令和元年度に1件、計4件がネット等で飛散防止措置を行っているところがございます。

○13番（清水和弘）　そういう空家についてですよ、所有者の分かってない部分、それはどうなったんですか。

○総務課参事（田中幸喜）　所有者不明の空家については1件でございます。

○13番（清水和弘）　所有者不明は1件と言われましたけど、そしたらですよ、今この危険空家となって網をかぶせとるような状況、これに対しては早急に、もらい被害というのがありますからね、早急に対応していただきたいと思うんですけど、その辺はどう進めとるんですか。

○総務課参事（田中幸喜）　所有者等に対しまして、毎年、指導・助言書を送付及び写真等の添付等を行い、現状をお伝えしながら解体・撤去に向け、ローン等の御案内などをしながら、適正な管理をしていただくよう毎年通知を行っているところがございます。

○13番（清水和弘）　適正な管理と言われてますけど、その適正な管理がなされとったらですよ、今回、台風とか大雨被害とかなった場合、隣近所のもらい被害というのが発生するじゃないですか、こういうのは隣近所に被害を与えてないんですか。

○総務課参事（田中幸喜）　今回の台風10号が通過した後、職員がネットをかぶせている空家と危険空家等に認定されている空家等に対して調査を行っておりますが、周囲の被害というものは、私ども現時点では確認できておりませんが、その後の災害調査においても被害等々の報告は上がってきてないということは確認しておりますが、現在調査中であるのも事実でございます。

○9番（立石幸徳）　今の説明で、台風10号ですね、この間の、その後いろいろ調査をしているというんですけど、具体的に新町空家のそのネットをかぶせた空家ですね、これはもうその空家が道路に倒れてきて、道路は通行止めになってるわけですね。それを担当課あるいは市としては、どうするつもりなんですか。

つまり、台風シーズンっていうか、今後、9月半ばですからね。次の、次のというか、台風が来る可能性がいっぱいあるわけですよ。そういう中で、調査中では困るんじゃないですか、今、13番も言ったように。

道路は通行止め、また次の台風が来たら、周辺の住民は、これどうなるのと思うのは当然だと思うんですけどね。具体的なその新町の1件はどう対応されるんですかね。

○総務課参事（田中幸喜）　新町の物件につきましては、今委員御指摘のとおり同物件が市道にはみ出して危険な状態であることは認識しております。

このため、一時的に道路を封鎖し危険回避を行っているものでありますが、本市空家等の適切な管理に関する条例第6条に基づく緊急安全措置において、まず敷地内に物件を重機等で戻し、建物を押さえこんだ状態で新たに被覆措置であります即時行為により飛散防止措置を行いまして、併せて県担当者及び県の住宅建築総合センターの一級建築士の方にアドバイスを頂きながら、適正な撤去方法として相続財産管理人制度などの活用を地方家庭裁判所等に御相談しているところがございます。

○総務課長（本田親行）　台風等の被害につきまして、冒頭副市長から今議会中に補正予算の提出予定であるということについては申しました。また、新町等の空家につきましても、ただいま担当参事がお答えしましたけれども、この新町の物件については相続人がいないということで、県とか法律的な専門家に対してアドバイスをいただきながら対応を進めてきております。

これにつきましても、相続財産管理人制度というのが活用できるのではないかという専門家のアドバイスがありますので、家庭裁判所への預託金の予算計上を今議会に提出して進める予定でおります。

また、この提出いたしました資料でも、非住家の被害状況が13番委員からもありましたように、非常に多い状況であります。所有者の方からも、これを機会に解体・撤去を行いたい、調査

をしてくれという依頼が来ておりまして、現在総動員で調査を行っております。

その解体補助についても、予算のお願いをいたしたいと考えているところでございます。

○委員長（東君子） 決算についての審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 決算ですよ。今13番が言った122ページの空家等緊急危険防止措置業務委託これに関して今いろいろお尋ねしてるんですけど、全体的な空家の話は今総務課長が言われた部分でいいんですけど、この新町の1件は、もう以前から指摘がされて、一応ネットまではかぶせておったわけですよ。

先ほど総務課参事が言われた本市の条例の第6条緊急安全措置ちいうことで今度はまた、とにかくその道路にはみ出しているのを敷地内に戻すというんでしょう。今までネットをかぶせた以降、どういう対応をされてきたんですか。

○総務課参事（田中幸喜） 新町を含めて4件の物件等に関しましては、施工された業者等に、台風が過ぎ去った後においてアンカー部分の確認とかと、ロープで押さえつけてますので、トラロープの緩みはないかなど、必要に応じ依頼をし、情報をいただき締め直しを行うなどの現状の維持や少しでも危ない状態が見られれば補修等もしていただいているところでございます。

今回の物件に関しても、今年度、年度当初で補修作業を行ったところでございます。

○9番（立石幸徳） 新町1件に関して言うと、対応が非常に後手後手になってると思いますよ。ネットをかぶせた、それで終わりじゃないはずですよ。倒れて道路に来るまでにな、その条例、参事がまさしく言われた第6条を適用して、対応できることはいっぱいあったはずですよ。

以前、担当の方がわざわざこの件で相続人と思われるっていえばいいんでしょうか、熊本まで本市職員がこの関係の人のところまで足を運んだっていうことは議会でも報告があったわけですけどね。その後、その相続人と思われる方との折衝はどうなってるわけですか。

○総務課長（本田親行） 今、9番委員からありましたような対応を取ってまいりました。

今回、緊急安全措置を新町の空家で行っているわけなんですけども、それが倒壊して道路にはみ出しているということで、一旦またそれを戻して終わりではなくて、緊急的に危ないので戻して、根本的な解決といたしましては、相続財産管理人制度、これは法的なアドバイスをいただいた制度でございますけれども、この制度を活用して、これに関わる経費についても、先ほど申しました今議会に提案する予定の補正予算に裁判所の預託金等の予算の計上をお願いしたいということでございます。

○9番（立石幸徳） 対応が遅いという部分も、しっかり受け止めていただきたいんですよ。倒れて道路にきて、幸いいろんな事故もなかったですけども、それはもうそういう状況であればネットをかぶせて、ネットをかぶせて以降、期間はどのぐらいたってるんですか。

○総務課参事（田中幸喜） 緊急安全措置を行ったのが、平成30年6月21日に行っております。

○9番（立石幸徳） そうしますと、2年は経過してるわけですよ。簡単に言うと、倒れるまで待ってるようなもんですよ。誰が見ても倒れるんじゃないかということでネットをかぶせたわけですからね。

そこでそうしますと、相続人の今総務課長が言った預託制度、これを適用しますと、あとどういうふうになっていくんですか。

○総務課参事（田中幸喜） 相続財産管理人制度については、まず申立て等を行っていくわけですが、これについては家庭裁判所に対して申立てを行っていきます。

その必要書類を添えての申立てにより、裁判所から予納金であります必要経費というものが示されると聞いております。50万程度だと聞いております。

これにつきまして、予納金を納めた後、家庭裁判所で相続財産管理人を選任していただくこととなります。その方が管理、清算等々を行って、財産を処理していくことになると思います。

○9番（立石幸徳） いずれにしてもですね、せっかく総務課参事が言われた本市条例の第6条

緊急安全措置はネットをかぶせて終わりじゃないですよ。

今後、周辺にほかの、これは総括でも触れる機会がありますので、周囲の皆さんに心配をかけることのないよう対応していただきたいと思うんですが、最後に、この現場に市長なり副市長は視察に行かれたんですかね、確認します。

○副市長（小泉智資） 市長を含めまして、現場には再三足を運んでおります。（「いつ行かれたんですかね」と言う者あり）今回の台風10号の後ということでしょうか。――翌日に市長が行っております。

○5番（禰占通男） 今、参事のほうから費用についてちょっと話があったんですけど、その代理人が決まらない場合はどうなるの。裁判所への申立てに対して。

○総務課参事（田中幸喜） 家庭裁判所で選任いたしますので、財産管理人が選任されないことはないと思います。

その方が最後の処理まで、財産の処分等も併せて法的なものも全てやっていただくことになるかと思えます。

そして、土地を売ることがまず前提ですので、売ったお金でその債務が残っていればその債務分を、もしくは市が予納金として預けました50万まで返ってくる可能性もある制度だと聞いておりますが、返金されない場合もある制度だと聞いております。

○5番（禰占通男） 今、話聞いてると、平成30年に被害の防止ということで、ネットをかぶせて対応して、今回、令和2年度についてことで物すごく時間がかかってますよね。ネットを措置したという報告は今ありましたけど。何か時間がかかり過ぎていませんか。

だって、危険ちゅうことが認識されたら、何かこう迅速にやらないと、さっきもあったように隣近所、今もらい被害という言葉も出ましたけど、いくら天災であっても事故が起こると分かっている放置したら、やっぱり賠償責任はありますよ。

だから、隣近所にどういう被害があったかは私は分かりませんが、私の近所でもそういうのがあって担当にもお願いしているんだけど、先に進まないちゅうのはどうしてなんですか。

空家とか、住家が屋根が傷んでる、壁が傷んでる、それで隣近所は家主には言いにくいですよ。そしたら、やっぱり行政相談するしかないわけでしょう。そして、その行政はどういう措置を迅速に取るかちゅうことだと思っただけ。

今さっきありましたように、土地を売却してそれで費用に充てる、代執行ですよ。そしたら、最初からもううちの条例にもそれはないから、国も認めてるわけだから、あなた方が勧告もろもろ手続を踏んで駄目なら土地を売却した資金でやりますよち明確なものも決める必要があるんじゃないですか、どうなんですか。

○総務課長（本田親行） 対応に時間がかかってるということでございますけれども、これは法でも指導、勧告、命令、代執行とある程度それをステップ・アップするには相当なある程度の時間を置いてということになっておりますので、即対応することもできません。

土地を売ってということですが、この相続財産管理人制度というものも所有者がいないときに限っての対応ですので、所有者がいらっしゃるときに関して即市が売却してという行為はできないところでございます。

法でも段階を追いながらということでもありますので、ある程度の時間を要しており、またその期間、市民に被害を及ぼすような状況では困りますので、条例改正をお願いしてその間にも緊急な安全措置が講じられるように対応を取っているところでございます。

○5番（禰占通男） 一番の問題は、鉄筋でも木造でも結局人が住まなくなると、ほとんどが最終的にはシロアリにやられますよね。大体80%がシロアリにやられる。そして、雨漏りするとこれがひどくなる。そしたら、シロアリというのは何百メートルも地下をはいずり回りますよ。風とか飛散の問題だけじゃないですよ、この空家問題ちゅうのは。

だから、やはり持ち主、管理者、それを明確にするのは行政の仕事にも入ってると思うんだけど、そこら辺まで管理して、市民に安心な生活を送ってもらいたいというのが私の常々思ってることです。

こういうことを言うのも何か10年ぶりぐらいのことなんだけど、今一生懸命やってることは分かります。だから、今言ったようにちょっと時間がかかり過ぎるというのも、私は思っております。ですから、迅速な対応をお願いいたします。

○4番（沖園強） 今の質疑応答の中で、助言、指導、勧告、特措法になっても、命令等に来て行政代執行というような形になってくるんでしょうけど、その相当な期間ちゅうのは、どういう期間を指してるんですか。

命令の必要な措置を講じるように勧告を行って、命令となつて、相当な猶予期限をつけて必要な措置を講ずるよう命令するということになってるんですけど、この相当な期間というのはやはり性急にはいかないと思うんですよね、人の財産ですから。

○総務課長（本田親行） 具体的には法でも相当な期間というのをどの程度ということ示されてないんですけども、その辺の期間等もまた留意して研究してみたいと思っております。

確かに、今回の台風で冒頭申しましたけれども、一義的には所有者の管理が1番であるわけなんですけども、対応の検討をいただくのが加速しておりますので、そのことについては所有者の方にも感謝申し上げたいと思います。

○9番（立石幸徳） もう一点、この関係ですすね、つまりせつかく本市のこの空家の適切管理に関する条例が設けられて総務課参事が第6条の緊急安全措置を言われていますよ、説明でな。そこに、この第6条に基づいてネットをかぶせたわけでしょう。今度は倒れた。そして、またこの第6条に基づいて、必要な最小限度の措置を講ずることができると。

だから、その最小限の措置というのをどこに置くか。私は幸い、もらい被害とかいろいろ人の生命、身体、財産に危害が及ぶことがなかったんだろうと思うんですけども、だから、早め早めにこの緊急安全措置というのは、対応してこそ意味があるんじゃないんですか。財産処分とか云々というのは、また法的な別件の話でしょうから。

新聞報道にもあったじゃないですか、もう以前からここは言われてるんだと。最後に説明をしてください。

○総務課参事（田中幸喜） この物件に関しましては、現在見積りも頂いて、設計等も作成段階であり、出来上がり次第、入札等を行う予定としているところでございます。

○13番（清水和弘） 今、新町の部分だけなってますけど、本市の駅の東側ですすね、あそこはこの危険家屋は私は四、五軒あると思うんですけど、その辺は確認しとるんでしょうか。

○総務課参事（田中幸喜） 以前、委員からも情報をいただき調査を行い、その所有者等に対して指導・助言等を行っているところでございます。

○13番（清水和弘） 持ち主の対応はどのようになっているの。

○総務課参事（田中幸喜） こういった危険空家等につきましては、毎年職員が危険度のレベルアップがないかを含め、定期的に現地調査を行っております。

先ほど総務課長も申し上げましたが、30件近くいろんな空家に関する情報、解体撤去に関する御依頼が多く寄せられる中、ほぼ全ての空家を近日中に回る予定ですが、その中に含まれるかどうか確認できておりませんが、本日は危険判定作業を実施しているところでございます。

○13番（清水和弘） 先ほど5番委員からもシロアリの影響もありましたよ。今、私が確認しとるところもシロアリの発生があるわけなんですよ。そしたら、周りの住居の人たちにすごい気苦労とかですよ、与えとると思うんですよ。

その辺を考えたらすよ、もうちょっと強制的とまでは言わないけど、協力的に所有者に対するその対応策を進言するとか、そういうことはやってないんですか。

○総務課参事（田中幸喜） 市民から直接御相談がある、関係者から直接相談がある場合は、これは解体の意思があつて御相談に来る場合が多ございます。

なかなか解体・撤去されない場合というのは当然、所有者不明だとか、相続人がたくさんいてそこを全部追っかける場合があります。その情報を入手して、そこの方に対して同意書等々を全て取らないといけないだとか、事務が複雑になったりするケースもございますので、そういった形で対応に苦慮しているところでございます。

○13番（清水和弘） 今、その駅裏の部分はですよ、所有者ははっきりしとると思うんですけど、はっきりしてないんですか。

○総務課参事（田中幸喜） 所有者がはっきりしている場合であっても、とにかく金銭面的なものを申し上げられたり、私の物ではないだとかそういった理由で、なかなか真摯に向き合っていないのが現状でございます。

○13番（清水和弘） その真摯に向き合っていないと言いますけどね、それを打開するのが行政の仕事じゃないんですか。周囲の住民はもう台風とかなったら寝てもおれないっていう苦情だったんですよ。周辺の住民の意見を聞いたことはあるんですか。

○総務課参事（田中幸喜） そういった直接的な御意見に対しましては、職員が迅速に対応して、直接所有者の方ともお話ししたりだとか、依頼者の方へその対応の状況だとかを逐一報告させていただいているところでございます。

ただし、一義的には持ち主の個人責任ということが事実ですので、その旨も御説明しながら、周りの方も大変心配されておりますといった旨も御説明を差し上げるんですが、なかなか御了解いただけないというのが現状でございます。

○13番（清水和弘） 私はこの所有者への説得力が足りないと思いますよ。

本当、周りの住民のことを気にしたら、私は本当、今回の台風の時も心配で夜中に行きましたよ。そんぐらひは私は行政職員としてやるべきだと思いますよ。

本当、それぐらひ周囲の人が心配してるか、清水来てくれと夜中に電話がありますよ。その辺も考えたらですね、本当真剣に取り組んでいただきたい。周辺の住民に心配をかけないような状況にしていきたい、これは要望しときますよ。

○委員長（東君子） ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午後10時38分 再開

○委員長（東君子） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議会費から衛生費までの審査をお願いいたします。

○11番（永野慶一郎） 決算報告書123ページの広報費と文書費のところを御覧いただきたいんですけども、文書費の文書配布委託で、広報紙は昨年とすると世帯延べでマイナス1,600世帯ぐらひ減っておりますが、広報まくらざきの印刷製本費が90万ぐらひ、前年とするとアップになっております。世帯数が減っているのになぜ製本費が増えるのかまずお聞きいたします。

○総務課長（本田親行） 広報まくらざきの印刷費の減につきましては世帯等の減少によるものんですけども、印刷製本費が上昇した、それについては用紙、紙代単価が上がっているということで、落札額、単価が用紙代込みで印刷していただきますけども、用紙代の上昇によるものでございます。

○11番（永野慶一郎） この上の説明の上にも、読みやすく、分かりやすい広報紙と、こういった市民の方が読みやすい広報紙づくりに努めって書いているので、そういった何ですか、努力の成果で製本費も上がっているのかなと思ったんですが、それではないということですか。

○総務課長（本田親行） 読みやすく、分かりやすい広報紙づくりには努めてはおりますけれども、主な原因といたしましては用紙代のアップでございます。

○11番（永野慶一郎） こちらの説明にもございますようにですね、また今回製本費が上がったのは紙代の増ということで承知いたしましたけれども、また分かりやすい広報まくらざきとかですね、そういったつくりにも努めていただきたいと思います。

○4番（沖園強） 紙代が上がったというのは予算委員会等でも説明があったかと思うんですけど、これ競争入札になってるんですか。

○総務課長（本田親行） 市内業者に指名競争入札で行っております。ちなみに11番委員からの質疑に対しまして答えませんでした。30年度の単価1.67円が令和元年度につきましては1.88円、またページの総ページ数も236ページから256ページと、ページの増も影響してるところでございます。

○4番（沖園強） 業者2者、3者。

○総務課長（本田親行） 2者です。

○4番（沖園強） ちなみに、その2者の入札結果はどうなってますか。

○総務課長（本田親行） 落札価格については申しあげましたけれども、次点が幾らだったかという資料についてはただいま持ち合わせておりません。

○4番（沖園強） 業者の努力って言えば努力なんでしょうけど、あと私もちょっと問い合わせてみたんですけど、この件については割に合わないというようなことも聞いたりしたものですから、その辺はどう判断されてますか。

○総務課長（本田親行） 予算額というのは決定額よりも上回るわけですけども、必要最低限の価格というのが原則でございますので、予算の範囲内で落としていただいたところにはそのような状況であれば感謝を申し上げておきます。

また、次点の額を明確に言えるのか言えないのかという問題もございますけども、何円程度の差があったというようなことが申せれば、今調べております。

それから、市内の業者につきましては70周年記念事業もございましたけれども、市内のできるだけ業者に全部指名して印刷物の印刷を行っているところでございます。

○4番（沖園強） 市勢要覧作成費の部分も2者で競争入札になっておりますか。

○総務課長（本田親行） 市勢要覧につきましては版を持っているという関係もあったかと思えます。もともと作っていた版を持っている業者もあったと思えます。私の記憶によりますと市外の業者も入れていたような気が、今その資料も持ち合わせていませんので明確には答えられませんが、申し訳ございません。（「後もって、報告していただきたいと思っています」と言う者あり）

○11番（永野慶一郎） 決算報告書130ページの一番下のところで、マイナンバー経費なんですけれども、平成29年が172万3,000円で、30年度が206万3,000円ぐらいで元年度が大幅に増えまして369万ということで、この決算報告書の頭についてます主要施策の成果っていうところで56ページにも書いてますが、個人番号カードの交付円滑化計画を作成し、とございます。

普及に努めたというようなことがございますが、この元年度が閉まった時点での、何回か聞いているんですけど、マイナンバーカードの発行率は何%程度ございますでしょうか。

○市民生活課長（川崎満） 令和元年度末で申し上げますと交付は3,579です。そして、交付率にいたしましては、その当時の住基人口で割ったときに17.23%になります。

○11番（永野慶一郎） 新型コロナの関連で、その後特別定額給付金とか、マイナンバーカードがあれば速やかに申請ができますということで、本市におきましても昨日だったですかね、休日にマイナンバーカードの申請とか、そういったので窓口を開けて対応していただいていると思うんですが、9月1日からまたマイナポイントとかですね、そういったマイナンバーカードの普及に対する国の施策といいますか、そういったのも始まっておりますが、3月以降、特に特別定額給付金のときに、私も早く作ったほうがいいよねっていう方もいらっしたんですけど、そ

の後のマイナンバーカードの登録、申請数とか、どのようになってるか分かる範囲でいいので教えていただければありがたいです。

○市民生活課長（川崎満） 今、おっしゃったのは4月以降の数ということですね、4月以降につきましては今11番委員がおっしゃったように10万円の特別定額給付金の関係、そしてマイナポイントの関係等で大幅に交付数は伸びているところでございます。

令和2年4月から9月までの間に1,279件の交付がございまして、先ほどの年度末と合わせますと、現在の交付数につきましては4,862という件数になっております。ちなみに、交付率ですが、国が示している令和2年1月1日の住基人口で割りますと交付率は8月末で23.15%になっており、増加傾向でございます。

○11番（永野慶一郎） 大分20%を超えてきてですね、4月から9月で結構急激に増えているような状況かなってというのが見受けられるんですけども、やはり中にはですね、マイナポイントも5,000円もらって自分の資産の状況とか、国に知られたくないっていうような方も中にいらっしゃってですね、今、銀行も強制的にマイナンバー、番号とひもづけることはないんですけども、そういったのもやっぱり危惧、心配されてる方もいらっしゃるんですけど、今後本市として、どうやってこの普及に取り組んでいくのかっていうのだけ最後にお聞かせください。

○市民生活課長（川崎満） 現在の取組の推進状況といたしましては、先ほど11番委員がおっしゃったとおり毎週木曜日を時間外開庁といたしまして、午後8時まで時間延長しております。そして、日曜日につきましては4月以降、第2日曜日を基本に時間外開庁しております。ただし、4月、5月、6月、8月におきましては第4日曜日も開庁しております。

これは時間外開庁でございしますが、これまで特に市としましては写真の撮影サポートということで、来た方には16番窓口において写真撮影のサポートをしているという状況でございます。

このような状況で今推進を図っておりますけれども、昨年度の2月、3月に出張申請も行ったわけでございますが、これは税の申告会場とか、市立病院、消防署等で出張申請も行いました。

これにつきましてはまた今後、一旦コロナの影響もございまして、現在控えておりますが、また、今後時間外開庁と併せて、出張申請をまた計画しながら推進を図っていきたいと考えているところでございます。

○11番（永野慶一郎） ごめんなさい、最後にちょっとお聞きしておきたいんですけども、いろんな時間外に庁舎を開けて対応とかされておりますけれども、これ明確な目標っていうか数値が全然ないんですよ。何%、全員マイナンバーカード持ってもらえるのか、国も示されていないと思うんですけど、本市において今23パーぐらいですか、これ結局どれぐらいまで普及を図りたいのかなって思って、ずっと今まで思ってたんですけど、課長が思う具体的なその数値目標っていうのは、何ですか、低ければ低くてもいいのか、どうなのか、そこだけ最後にちょっとお聞きをしたいと思います。

○市民生活課長（川崎満） 国が交付円滑化計画で示している目標としては、令和4年度末までに98%という数字を上げているところでございます。これに向けて、市としましては交付円滑化計画を立てて推進しているところでございますが、市としてデジタル社会にとって必要なマイナンバー制度ですので、少しでもデジタル社会に近づけるよう努力したいと考えております。

○14番（豊留榮子） 一点だけ、マイナンバーカードに関して、マイナンバーカードを発行した世帯主ですね、その方たちからの何か被害に遭ったとか、そういう情報はないですか。

○市民生活課長（川崎満） 私どものところには、その被害があったというのは聞いていないところでございます。

○13番（清水和弘） 今、11番議員もマイナンバー制度について質疑されとるんですけどね、たしか市の職員はもう七、八十%ぐらいいっとると思うんですけど、現在のパーセントなのかですね、そして今担当は言うてる二十何%っていうのは、一般住民のナンバーカード、その登録者な

んでしょうか。

○市民生活課長（川崎満） まず、お尋ねの市職員の交付率ですが、市の職員については写真撮影して申請のサポートをした人の約80%は取得していると把握しております。ただ、スマホ申請等もありますので、8割以上はいると我々は考えております。それと、先ほど申し上げました23.15%は市全体の交付率でございます。

○13番（清水和弘） 市全体で23%ということになれば、一般市民はまだまだ下がってるわけですね。なぜそういう状況なのか、それを職員の中で検討したことはありますか。

○市民生活課長（川崎満） 交付率につきましては、国や県も本市よりまだ低い状況でございます。また、近年においては先ほど申し上げたマイナポイント等で伸びておりますので、国も周知PRをしておりますので、市も周知に努め体制を整えて推進したいと考えております。

○13番（清水和弘） 私は言いたいのですよ、マイナンバーカードを取得するために、住民に対してな、不安とかいろいろあるわけなんです、メリット、デメリット、その辺をちゃんと分けて説明しとるのかっていうことを聞いとるんです。

○市民生活課長（川崎満） マイナンバーにつきましては、もちろん安全なセキュリティーに守られた制度であるということで、窓口に来られた方々についても先ほど申し上げました時間外開庁として日曜開庁も含めて窓口等で、パンフレット等も通じて安全性については十分周知しているところでございます。

○13番（清水和弘） 私は聞くとところによるとですよ、高齢者の場合はもう本当心配して、マイナンバーカードなんか要らないよという声がほとんどですよ。そういう人たちに対しては、何か高齢者に対してはマイナンバーカード取得について、話し合いをしたことはあるんですか。

○市民生活課長（川崎満） 高齢者につきましては、委員の方が、高齢者の方はあまり取られないというような話もされましたけども、私どもの把握するところでは割と高齢者の方もたくさん窓口に見えられております。身分証になりますので、免許証の身分証明証としての代わりにできますのでぜひ作りたいと多くの方が見えられてマイナンバーカードを申請して交付される方が多いところでございます。

○13番（清水和弘） もうこれで終わりにしますが、高齢者がマイナンバーカードを取得する人が多いという話ですけど、なぜ、そしたら平均して23%ぐらいなんです。それをどのように証明できるんですか。

○市民生活課長（川崎満） 今申し上げましたが、本市におきまして23%、そして今現在、8月現在におきましては国が19.38%、8月末ですね。

県が18.33%となっております、今全国的に低い状況の中でございますが、その中でも本市といたしましては、先ほど申し上げた写真撮影のサポート、あるいは時間外開庁、これを行いながら積極的に推進に努めているところでございます。

○13番（清水和弘） 結局、国県の取得率より高いからということで、本市は納得しとるという理解でいいんですか。

○市民生活課長（川崎満） 納得しているということではございませんが、時間外開庁、そういったものを、いろいろな機会を捉えて少しでも申請が伸びる努力をしているところでございます。

○13番（清水和弘） マイナンバーについてはですよ、私の周囲の人たちは物すごく心配してるわけですよ、だからそういったいろんなテレビ等でもあるじゃないですか。そういった心配を払拭するような説明が私は住民に対して必要だと思うんですよ、もうこの質疑をこれで終わりますけど。

○11番（永野慶一郎） すみません、不安ばかり先に立ってというのはあるんですけども、私はマイナンバーカードを所持している一人として便利などころもありますので、その怖いとこ

ろだけがクローズアップされているのかなと思うので、この間の一般会計補正のところでもちょっと私が言ったんですけど、証明書類交付、コンビニでするとき、ほかの自治体見たら必ずマイナンバーカード必須なんですよね、本市もそれに組み込むかどうかは今検討中だということなんですけども、そういったサービスがコンビニで使えるようになったら、どらマイナンバーカード作らんとねっていうような人も出てくるんじゃないかなと思うんです。

いろんな利点もございますので、そういったところでもですね、市民の方に案内をして普及を図っていかれたらどうかと、せっかく木曜日とか延長していただいて、日曜日もマイナンバーカードの受付とかで皆さん、職員の方も出て難儀してやられてるのでですね、少しでもそういったところでいいところっていうのも打ち出して普及に努めていただきたいと思います。

○市民生活課長（川崎満） 今、言われたとおり、マイナンバーカードの制度については、今後のデジタル社会の中では必要なものだと、大事なものと認識しておりますので、また安全性についても十分市民の方にアピールしながら、今後推進に努めてまいりたいと思います。

○総務課長（本田親行） 先ほど広報まくらぎの印刷代についてのお尋ねでしたが、再度申し上げますと、平成30年度が1.67円、元年度につきましては1.88円で落札決定し、その2者から見積りをいただいておりますけども、2番目については0.1円弱程度の差がございます。

あと、もう一つのお尋ね、市勢要覧についてのお尋ねですが、市制施行70周年を記念いたしまして、市勢要覧を作成したわけですけども、先ほど申しましたように版等を持って、写真の版であるとか、これまで実績のある市外の業者に対してプロポーザル方式で実施いたしました。見積額については同額でありましたが、内容の優れたところを落札決定して作成していただいたところでした。

○9番（立石幸徳） 説明書126ページの企画費で移住・交流の推進関連業務、4つぐらいは出てるんですけど、決算がですね。移住・交流ちゅうのは、私はこれから非常に大事になっていくと思うんですけども、まず結論から端的にこの元年度において、本市への移住者っていいんでしょうか、移住者は本市では何人が移住してきたことになってるんですかね。

○企画調整課長（東中川徹） 転入者の定義というか非常に難しいものがございますが、都市部から転入してきたという方の数を見ますと、令和元年が68人という数字は持っているところがあります。

○9番（立石幸徳） 元年度が68人。推移っていうか、これまでもいろんな年度ごとの動き、各年度言わなくても控えてあれば紹介してほしいんですが、どんな動きになってるんですかね。

○企画調整課長（東中川徹） 今、言いましたように都市部からの転入者数ということで申し上げますと、令和元年が68、30年が77、29年が同じく77、平成28年が99、平成27が83というような数字は持っているところがあります。

○9番（立石幸徳） 移住・定住ちゅう非常にこう頑張ってるみたいですけど、定義づけもいろいろあるんでしょうけど、二十七、八年ぐらいからすると逆に減ってきてるわけですよね。

それで、決算上の関係でちょっと整理をいたしますけど、当初予算で元年度当初、まあ31年度当初ですけど、新規事業です。31年度の新規事業、移住体験ツアーっていうのがあったんですね、28万円組んでます。これ決算にはちょっとどこに出ているのか分かりませんがこの移住体験ツアーっていうのは、元年度実行されたんですかね。

○企画調整課長（東中川徹） 令和元年度、移住体験ツアーというものを計画しておりました。5件程度の利用というのを目標にしていたところではありますが、申込み自体はあったんですが、実施までは至っていないということです。

また、元年度中なんですけど、年度が明けて2年度になって利用したいというような申込みも1件来てるところだったんですけども、新型コロナウイルスの対策として受入れを遠慮していただいた、取りやめたという経緯がございます。

○9番（立石幸徳） 本年の2年度はな、本当に特別な、コロナですからかえってこういう体験ツアーなんかちゅうのはやってもらっちゃ困るような状況ですけども、元年度の新規事業で出しとって、やっていないちゅうのはちょっと非常に私はどんなもんかと思わざるを得ないんですよ。新規事業ですからね、いろんな事情はあったんでしょうけれども。

それで、ほかのこの126ページにも出しているいろんな関連事業の予算、決算を若干照合してみましても、例えば移住者の住宅確保支援事業補助、これなんかも決算上は100万ですけど、当初予算は持ってきてますけど、相当これなんかも不用額といいたいまいしょうか、使われていないんですよ。

ですから、いろいろ議会で一般質問等も含めてこの移住交流の大切さというのは言われておりますけど、どうも実態はむしろ全然進んでいない、むしろ後退しているというような感じなんですけどね。

今の2年度のコロナの状況というのはもういかんともしがたいですけども、今後この移住交流という意味でどうされるのかというのが、先般、南九州市の議会報告をちょっと目にしましたら、今後この南九州市は移住交流にすごくその力を入れるというような記載があったんで、具体的にどうするかは私はそこまで知りませんが、最後にこの移住交流の今後の在り方でどのように考えているのか、お聞かせください。

○企画調整課長（東中川徹） 先ほど移住体験ツアーについては実施に至らなかったと申しあげましたが、しなかったということではなくて、いろいろ企画はつくりまして募集をして相談があったんですが、なかなか実施には至らなかったということで御理解いただきたいと思います。

それから、住宅の支援については、確かに当初予算では枠といいますか、目標としてそういう予算を立てたわけですが、実績として実際市外からのIターンの方が1名いたと。1名で本市に市内の建築業者を使って新築をして、100万円の実績があったということでございます。

あと、その移住交流についての今後の取組であります、今まで続けてきている部分で戦略にも掲げている部分については引き続き取り組んでまいります、本会議等でも申しあげましたけれども、移住支援金の交付、東京23区からの転入で、県が運営するマッチングサイトに掲載された事業所に就業するとそういった事業もあります。

そういったのも含めて、本会議でコロナの影響で今後どうするのかというようなことで6月あたりから市長等からもお答えしておりますが、今後新しい働き方であるとかそういうのも含めて地方のほうに人が流れていくというような想定もされますので、いろんなそういう働き方の部分等を含めた移住の対策というのは検討をして、なかなか周知の機会、今年度についてはいろんな枕崎会も開催が中止になったりとか、PRする場所がなかなかありませんが、今後ともそのPRというのに努めていきたいと考えております。

○2番（眞茅弘美） 決算書の144ページ、保健衛生費のところ、下のほうの母子保健衛生事業のところですけども、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査とございます。あと乳児健診とありますけれども、こういう乳幼児の健康診査の際に、健康のために行われると思うんですけども、体をよく健康診査されて、例えば虐待などが行われてないか、そういうことは重視されるのでしょうか。

○健康課長（田中義文） 母子保健の中で乳幼児健診を実施する際には、委員がおっしゃるとおり体のあざとかそういうものがないかというのは、保健師ですけど医師のほうも確認をすとなっておりますので、そしてそういう状況がありましたら、福祉課や関係機関と連携を取りながら、しっかりと対策を取る連携体制はできているところです。

○2番（眞茅弘美） 例えば過去3年間で何件あったとか、数字は分かっていますでしょうか。

○健康課長（田中義文） 乳幼児健診におきまして、先ほど申しあげましたように確認はするんですけども、ここ数年で虐待の発見はなかったと聞いています。

○2番（眞茅弘美） それではですね、その対象者の方に前もって通知をすると思うんですけども、もしその健診のときに来られなかった場合、その後の対処はどうされてますか。

○健康課長（田中義文） 当日受診されなかった方、もしくはもともと来れないという方については、きちっとフォローいたしまして、訪問なりして確認はしているというところでございます。

○2番（眞茅弘美） 安心しました。これからもよろしくお願いします。

それとですね、134ページの左の下のほうですけども、身体障害者福祉協会補助5万円とございます。この補助額と会員の方の会費を過去7年間教えていただきたいんですけど。

○福祉課長（山口英雄） 身体障害者福祉協会への市が行う補助ということでお答えいたします。過去7年間ということでございましたので、平成25年度から申し上げます。

平成25年度が9万9,000円、平成26年度が7万5,000円、平成27年度以降が5万円となっております。それから、会費については今手元に資料を持っておりませんので、この場では回答ができないところでございます。

○2番（眞茅弘美） 25年度が9万9,000円、26年度が7万5,000円、27年度が5万円と金額が下がってきてるんですけども、その理由をお聞かせください。

○福祉課長（山口英雄） 身体障害者福祉協会に対しましては、先ほど申しましたとおり毎年補助をしているわけですけども、協会の活動ですね、会費と市の補助とで運営するわけですけども、繰越しが結構あったりと、翌年度の繰越金がですね。そういったときには、翌年度への繰越金等を考慮して、市の補助金もそれに応じて削減させていただいているというところでございます。

もちろん毎年度実績報告書も来ますので、その活動内容を見て所要額も勘案した上で、そういった措置を取っているところでございます。

○2番（眞茅弘美） 会費がですね、私が聞きましたところ、25年度までが1,500円で、26年度から1,000円に値下げしてるようなんですけども、会員のほうもだんだん少なくなっているようで、会費を下げたら増えるかなっていうところもあったようなんですけども、ちょっと活動の運営が厳しい状況のようです。

それでその会のほうでも自販機を設置したり、2台あったのを本年度また1台増やしまして3台にして、何とか運営を行っているようなんですけども、今年はコロナの影響で行事等がなかったりして、余裕のある運営ができたんですけども、昨年度とかは聞くところによりますと、ちょっと足りなくなっていて会長が自分のお金を立て替えられたとか聞いております。

自販機のほうも不安定ですので、その辺ですね、活動の運営に支障があるようでしたら、また増額のほうを検討していただけないかと要望しておきます。

○5番（禰占通男） 127ページのふるさと納税返礼事業についてですけど、その分の返礼品送付にかかる経費なんですけど、この発送代ちゅうのは、費用というのは変動なんですか、固定なんですか、発送にかかる費用というのは。

○企画調整課長（東中川徹） 今、その説明欄に載っている部分で返礼品購入に係る経費というのは、寄附額の30%以内の部分になります。

返礼品送付にかかる経費というのは固定ではなくて、品物によって重さとか、送る場所もありますので、固定ではなくて実際にそれを送るための経費になります。

○5番（禰占通男） 発送については、いろんな民間のいろいろな見積り方があると思うんですけど、それを積み重ねて1品、課長がおっしゃられるように地域、返礼品の種類にもよると思うんですけど、その点は今、ふるさと納税が人気があって、総体的には額が大きくなってますよね。

そうすると、一品一品の少なかった頃の単価と今現在いっぱいもらってそれに返品するというところで業務も多くなって、手元に残るものも大きくなってますよね。大きくなってるのはかどうかは分からないけど、そういったことを考えると、やっぱり量が少ないときと、量が多いときでやっぱり契約で変えるように決まってるんですか、決まってないんですか。最初からずっと今まで

進行してきた状態なんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 返礼品の送付については、事業所のほうで、寄附がありましたら、その希望する返礼品を送るわけですが、その発送する際に、その事業者が取り扱っている宅配業者であったりとか、その辺と交渉というのは確かにあるかと思いますが、実際、その送った物の実費ということで、こちらには請求書で頂いているということにはなりません。委員がおっしゃる部分については検討の余地はあるところだと思います。

○5番（禰占通男） 今の状態が20億超すということになると、これからコロナの影響でどうなるか分かりませんが、可能性、増える可能性というのがあった場合ですよ、やはりその数が増えた場合は、流通業界としては、社会通念としては量が多ければ安くなる。運送会社との契約もありますよね。やはりその量が少なくなったら、やっぱり赤字が出ないぐらいにというやっぱり契約の仕方があると思うんですよ。

今課長もおっしゃられましたように、見直しの余地もあると思うんですけど、やはりそこはお互いに発送業者も損をせんように、うちの返礼をもらった分も損をすることはないんだけど、そうしていい方法にちょうど見直す機会にもなるんじゃないかなと思ってらっしゃるんですよ。

これからどうなるか分かりませんが、将来を見据えた場合、ふるさと納税がいつまで続くか分からんけど、今ふるさと納税はなくなるとは政府も言ってませんから、その中でいろいろ運送業の方に対しても、発送を担当する方に対しても、発送については物すごく細かく円単位で決まっています、大体がね。だから、そこら辺を詰めていい形に持って行ってもらいたいと思うんですよ。どうですかね。

○企画調整課長（東中川徹） ただいま申し上げましたように、議員のおっしゃる部分については検討する余地があると申し上げましたが、その部分については今返礼事業者との取扱いとか、運送事業者をどうするのか、そういうのがありますので、検討させていただきたいというふうに思います。

○9番（立石幸徳） 私もふるさと納税の件で、資料の要求もしているわけなんですけど、資料はもう返礼品の大体、ベスト20が出ておりますので、もうこの資料を見るだけでよく分かるんですけどね。

ふるさと納税に関するこの元年度決算とその前年度、平成30年度決算、当初ベースと比較しても、この返礼事業だけでも3.5倍の事業規模に増えてるんですね。

これが非常に、事業者、当事者、市の当局をはじめすごい努力で本市に貢献をしてくださってると思うんですけど、この決算説明報告書の127ページの明細がもうちょっとよく分からないので、その辺から教えていただきたいんですが、返礼品購入に関する経費、あるいは送付に関わる経費というのは理解できるんですが、その後の募集サイト及び運営委託、管理システム改修に係る委託料、これが30年度決算では1億0,146万ぐらいですよ。今度、元年度決算は3億5,800万。ちょうど3.5倍、3.6倍ぐらいに委託料ちゅうのが上がってるんですけど、募集サイト及び運営委託、管理システム改修に係る部分、これはそれぞれどういった決算になってるんですかね。

○企画調整課長（東中川徹） 今、募集サイトということで委員からありましたが、その部分についてはポータルサイトに対する部分であります、寄附額の何%というような形で、ふるさとチョイスでありますとか、楽天でありますとか、さとふるでありますとかそういうところにも支払いを行うものであります、この部分が2億7,500万ほどございます。

それから運営委託でありますのが、ふるさと納税の運営、管理に関する業務について、市内の業者に委託してある部分が8,250万ほどあります。

あと、管理システムの保守ということで、その部分の委託料というのは60万7,000円ほどございます。委託料の総額では、ここに記載のとおりでございます。

○9番（立石幸徳） まず、このシステム改修に係る経費っていうのは、市が持つようになって

るわけですか。

○企画調整課長（東中川徹） ふるさと納税の管理をする市にあるシステムのことであります。だから当然、それは市で負担するものであります。

○9番（立石幸徳） それから運営委託8,250万、運営委託の委託料ちゅうのは、30年度当たりとすると元年度もすごい伸びなんですけども、その委託料や売上げにスライドするようになってるんですか。

○企画調整課長（東中川徹） この運営委託については、人件費部分とか、そういう固定経費に係る部分と、歩合分ということで寄附額に応じた額と2段構えで算出するようにしております。

○9番（立石幸徳） それから、このふるさと納税委託に当たって、私ども議会はですね、その契約といいましょうか、きちっとした委託の契約がどうなったのかっていうのは、ちょっと今まで何か議会に示されたんですかね。

○企画調整課長（東中川徹） 運営委託については、一昨年6月定例会でしたかね、予算措置をしまして、予算計上しまして、公募型のプロポーザルで業者の選定をして契約をしております。ただ、その契約内容について議会でお答えしたというのは私も記憶がないところであります。

○9番（立石幸徳） 担当課長が記憶がないちゅうことは、そういうものを議案、あるいは議会には出していないというふうに考えないといけないわけですよ。

つまり、例えばいろんな公共施設でも、いろんな観光協会に委託する指定管理とか、そういうときはちゃんとそういう場合はもう、確実に議案になりますよね。

こういう事業運営は、そういうものは委託ということでは議会には何も、予算はもちろん出すでしょうけど、委託契約については、議会の議決なり承認は要らないんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 議会に対しては、予算をお願いするときに、当然、今ありましたように予算を出します。それとか、工事請負であるとかそういう契約について、議会の議決が必要な部分、例えば請負に係る分は1億5,000万以上の契約ですかね、その部分については別途仮契約を結んだ上で議会に議案として提出をして、議決後本契約を行うということでもあります。

ただ、その議決要件等に該当しない部分について、その契約内容とかを全て議会に出しているかという、そういう形では今のところはないというふうに思っております。

○9番（立石幸徳） その辺はちょっと明確にしてほしいんですよ。というのが、当然、この返礼品の購入かれこれっていうものにも当たっても、いろんな市内のその商店あるいはそういう商品を持っている方、いろいろと公に関わる部分がたくさんあるわけですね。

予算は確かにそりゃもう出さんと運営ができませんけど、委託の期間ですね、いつまでと、この辺はどうなってるんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 契約期間については、毎年度4月1日から3月末までの契約を結んでおります。

○9番（立石幸徳） 1年間の契約ということですよ。そうしますと、その契約更新をする際にも、議会には何も説明の必要はない。契約を更新しましたとか、それは当局サイドで執行部サイドでどんどん切り替えていって、議会報告は必要ないわけですか。

○企画調整課長（東中川徹） 契約は、毎年度1年ごとにまた見直しというかそれはあるわけでしょうけれども、当然、3月定例会に当初予算に予算計上いたします。

ただ、その契約を更新する、しないというのは、議決要件とかそういう部分には関わってきませんので、ある程度執行権の範囲内の部分で執行させていただいているというふうに御認識いただきたいというふうに思います。

○9番（立石幸徳） 勝手に御認識ち言われてもですね、我々には市民から、例えばですよ、この事業者であっても、簡単に言うと、俺もやりたいんだと、指定管理でもあるんですよ。ずっと今までの人がやったほうが都合ちゅうかいろいろいいんでしょうけども、実は自分もその指定管

理とかいろいろなのの手を上げたいとかあるわけですね。

こういう特に事業的なものっていうのは、いろいろ事業意欲を持っている方は、そういうものにやっぱりいろいろ気を使うと思うんですよ。そういうのを議会はこうして切り替えていくち、その辺はちょっと明確にさせていただかないと、我々も市民に説明ができないですよ。

ですから、これここで時間を取るといろいろまたあれなんで、総括のときその辺をしっかりとめて、報告するようにしとっていただけませんか。

○4番（沖園強） 固定経費と歩合の二本立てということなんですけど、それぞれ固定経費をどういった経費で積算しているのか、そして寄附額の歩合は何%になってるんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 固定経費分については、月額28万5,000円の消費税ということで算出しております。あと歩合分については、寄附額の4.5%の消費税ということにしております。

○9番（立石幸徳） その辺も全然、議会はこうして聞いてみてな、ただ予算で通ってますよというんじゃないで、しっかりその辺も議会に言う必要は私はあると思いますよ。その率がどうだとかこうだとかいうんじゃないでですね。

ですから、その辺も含めてですよ、総括にもうちょっとその事業の実態そういうものをして、市のほうとはこういう契約委託の内容になってるということを示していただきたいと思いますよ。

○企画調整課長（東中川徹） 毎年度、毎年度、例えば契約を結ぶときにどういう契約を結ぶというのを議会にもお示しをしてくれとそういう趣旨でしょうか。

○9番（立石幸徳） できればそうあってほしいけど、取りあえず今現在の状況がどうなっているのかをしっかりとっていただかないと、次のことは我々も分かりませんのでね、非常にふるさと納税、本市好調でいろいろ頑張ってくださいって非常に貢献されていますけれども、やっぱりそのこういう契約でしっかりとしたもの根拠に取り組んでいるちゅうのを議会側にも示していただきたいということですよ。

○企画調整課長（東中川徹） 今、額については申し上げましたが、どういう業務をやっている、どういう効果が出ていると、そういうのをそれでは総括で答弁させていただきたいと思えます。（「1年切替えというのも今初めて知ったですよ」と言うものあり）

○4番（沖園強） 9番が指摘していることは当然の、またほかの事業者も参入したいという事業者もいるかもしれませんので、やはり明確に示すべきだろうと思えます。

○8番（吉嶺周作） 今、いろいろと話が出たんですけど、総括のときに資料がもらえるんですかね。

○企画調整課長（東中川徹） ただいま申し上げましたように、どういう業務を委託をしております、どういうことを行って、どういう効果が出ているというようなことを答弁させていただきたいと思えます。

○8番（吉嶺周作） それだったら、雇用体制だったりですよ、正社員が何人、パートが何人で人件費が幾らかかるとかそういうところまで出していただきたいんですけど、大丈夫でしょうか。

○企画調整課長（東中川徹） ふるさと納税の管理運営ということで、その業務だけを行っている業者でもございませんし、その部分を業者の内部的なものまではお答えにいくかと思えます。

○8番（吉嶺周作） それと今回、桑原洋服屋のところを解体して土地を購入しているようなんですけれど、これはその他の経費とかに入ってるんですかね。どうなんですか。

その他の経費の詳細も教えていただきたいと思えます。

○企画調整課長（東中川徹） その他の経費というのは、例えばいろんな機器類ですね、封入封緘機能付カラープリンターのリース料であるとか、これは市が置いてある部分の経費であり、ふるさと納税ばかりではありませんが、ほかの業務でも共有して使っておりますが、その部分のリース料であるとか、そういった事務費的な部分であります。

おっしゃるその部分については全く関係ない部分ですし、市が関わっておりませんので、お答えする部分ではないと思います。

○5番(禰占通男) これは決算書なんですけど、当初予算に高齢者実態調査集計分析というのが載ってまして、それはこの決算に載っていないんだけど、それはどうなったのかなということ伺いたいですけど。

○福祉課長(山口英雄) 今、5番委員が言われた部分につきましては、決算報告書の135ページ、老人福祉費の説明欄の一番下、老人福祉計画・介護保険事業計画見直し事業でございます。

○5番(禰占通男) これは何かもらいましたよね、資料、前だったけ。

この実態調査で見えてきたことは、この本市の高齢者の実態ということで、調査で見えてきたことは何なんですか。

○福祉課長(山口英雄) この老人福祉計画・介護保険事業計画見直し事業、今5番委員が言われた高齢者の実態調査というのは、この介護保険事業計画等を3年に1回見直すときに、ちょうど策定作業をする前年度にこういう実態調査を行って、それを次期介護保険事業計画の策定の資料としているわけです。

この実態調査につきましては、集計・分析を業者に委託しておりまして、その集計・分析を基に来月頭に、まず計画策定の懇話会を実施することになっております。

○5番(禰占通男) それともう一つ、衛生費で、この災害廃棄物処理計画策定業務というのが当初予算に示されて、この決算書にも出てこないんですけど、それはどうなってるんですか。

○市民生活課参事(日渡輝明) 平成31年度当初予算に計上しました災害廃棄物の処理計画の策定業務については、九州地方環境事務所が実施する災害廃棄物処理計画策定モデル事業により実施できましたので執行はございませんでした。

本年3月の予算委員会で減額補正で対応したところでございます。

○5番(禰占通男) そうすると、この計画策定で九州地方環境事務所ですって、それで間に合うということですか、本市の分は。

○市民生活課参事(日渡輝明) 九州地方環境事務所が実施した事業で、処理計画を策定、令和2年5月14日計画を策定したところでございます。

○5番(禰占通男) 今、この災害が地震、北部豪雨、今回の河川の氾濫、いろいろ今回台風10号もあって、大きな災害というのはあんまり、軽微な災害が多いんだけど、そういった場合の本市のこの災害廃棄物というのはどうなるんですか。

一時保管所というのは、我々も議会で聞いてきましたけど、その対応ちゅうのはどうなるんですか。

○市民生活課参事(日渡輝明) 今回、災害廃棄物の処理計画を策定しましたので、その計画に従って、安全性を十分に確保しながら、仮置き場の設置、処理方法など市民に明確に情報を提供しながら実行することで、初動体制の確立が図れると考えております。

○5番(禰占通男) 市民への周知っていうのはどうなるんですか。市民に知らせるといふことは。

○市民生活課参事(日渡輝明) 災害廃棄物の処理計画につきましては、市のホームページでも公表をしているところでございます。

○13番(清水和弘) 148ページにですね、この私は毎年この質疑をするんですけども、河川水質状況なんですけど、この日之出町の田ノ川はこれまでに比べたらですよ、すごくよくなってるんですね。この理由は何でしょうか。

○市民生活課参事(日渡輝明) まず、河川の水質検査につきましては、市内11河川のうち21か所について年4回の調査を実施しております。

今、御質疑のありました田ノ川の水質改善等でございますが、この4回の測定結果によりまし

て、環境基準BODの達成箇所につきましては18か所で85.7%の達成率となって、年々改善傾向にはあるところがございますが、まだ課題箇所の改善のための取組を進めていく必要もあると思っています。

河川の改善傾向につきましては、一般家庭における浄化槽の整備事業で単独浄化槽から合併浄化槽への転換も図られ、市民の環境に対する理解の深まり等もありまして改善が進められてきていると思っております。

○13番（清水和弘） 日之出町っていったら、これは下水処理が施されとるんじゃないですか。合併浄化槽なんですか。

○水道課長（松田誠） 日之出町につきましては、公共下水道区域内となっております。

○13番（清水和弘） 水道課長のその特別、この下水道に加入しとるのかどうか、それは。

○水道課長（松田誠） この田ノ川自体の採水場所がどこか私のほうでは特定できていませんが、日之出町自体につきましては公共下水道区域内となっております。

○13番（清水和弘） 私もここはどうもおかしいなと思って今聞いたんですけど、もうちょっと環境のほうも確認しとっていただきたい。

それとですね、いつも言うてますけど馬追川はもう依然として改善されてない。この理由は何なんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今、委員からもありましたように、まず牧園川馬追川合流点、また棧敷川宇都尻橋付近、尻無川河口で環境基準が達成されていない状況になっております。

河川については、事業所排水、また一般家庭からの生活雑排水そういったもの等もありまして、立神校区の河川についてはまだ改善が見られてない状況でございます。

○13番（清水和弘） 改善が図られていない状況であります。これはですよ、何の対応もしないんじゃないんですか。今までこの大腸菌の数なんかもすごいですよこれ。それからBOD、SS、DO、これなんかも全然改善されてない。このどういうところからの污水によってこういうふうになるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 立神校区の河川等については、污水处理施設の設置がまだされてない事業所等もございますので、そのような影響があります。

今回、棧敷川に係る部分で1事業所が污水处理施設の設置に向けて取り組んでおりますので、他の事業所についてもできるだけそういった施設の整備を図っていただきたいということで、環境担当部局としても、これまで話し合いを進めてきているところですが、また引き続き交渉等については続けていきたいと思っております。

○13番（清水和弘） 私も議員になってからですよ、馬追川沿いの水産加工施設も下水道に接続してくれました。

しかし、依然として生のまま排水しとる業者もありますよ。その辺に対しては、どのような、注意じゃもう駄目だと思いますよ。警告とかしたことあるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 毎年、事業所排水を検査しまして、その結果をもって改善勧告を行っております。

改善勧告を行う中で、今後の事業計画等を提出していただきながら話し合いを進めているところがございます。

○13番（清水和弘） 今、改善勧告を毎年やってるということでしたけど、そしたら前年度の污水濃度これと比較したことはあるんですか。前年度と比較したら相当悪くなってますよ、これ。

○市民生活課参事（日渡輝明） 事業所排水につきましては、先ほども申しましたとおり、毎年検査を行いまして、指導を行っているところがございますが、今年の6月の環境月間につきましては、県の保健所等も入りまして合同で指導も行っているところがございます。

○11番（永野慶一郎） 今の馬追川の件なんですけど、過去の水が滞留して流れてないような

状況なんですけど、そういったのでもこういった数値が悪いというのは考えられますか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 河川の滞留そういったものの影響はないと思っております。

○11番（永野慶一郎） 河口のほうの擁壁の工事をしたんですけど、そのときに水の流れが悪くなって、海側の橋よりまだ海側のほうをちょうど工事をする際にユンボで泥をすくったら流れがよくなったんだけどって言ったんですけど、それはあんまり影響はないということなんです。

もし、それで数値が改善されるんだったら、河口にヘドロとかたまったら取り除いてもらえればいいのかなんて今思って聞いたところでした。

○13番（清水和弘） 私は、今県も一緒になって事業者のほうに行って話をしたということだったけど、これもうずっとですよ。私、市議会議員になってからずっと言い続けとるんですよ。今、悪いのは2か所ぐらいだと私も確認しとるけど。その2か所からの汚水量でこういうような数値になっとるわけですよ。

以前は会社が8社ぐらいありましたよ、上流のほうは。それで今2社でこれだけの量なんです。ということはどういうことが考えられますか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 当然、河川の水質状況については事業所からの排水部分も大きいと思っております。

ただ、一般家庭から排出される雑排水等の影響もありますので、併せて合併処理浄化槽への転換そういったものの整備についても進めているところでございます。

○13番（清水和弘） 今、合併浄化槽と言われましたけど、私も最近ですよ、二、三か所の住民に接続してもらいましたよ。

ただ、市は、やってるやっていると申すんですけどね、効果が出ないことはやってないことと一緒になんです、これ。もうちょっとやるなら、もう最後にしますけど効果のある対応をしていただきたいと要望しておきます。

○委員長（東君子） ここで休憩に入りたいと思います。

午後からも引き続き議会費から衛生費までの審査を行います、本日の予定を土木費までとしてありますので進行に御協力ください。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時6分 再開

○委員長（東君子） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議会費から衛生費までの審査をお願いいたしますが、初めにふるさと納税の説明をお願いいたします。

○企画調整課長（東中川徹） 午前中にありましたふるさと納税返礼事業の業務委託について、その内容について説明を申し上げます。委託業務の内容としましては、寄附者情報の管理に関する業務、それから返礼品に関する業務、返礼品の受注管理に関する業務、返礼品の登録変更等に関する業務等がございます。

具体的に申し上げますと、寄附者情報の管理に関する業務につきましては、ふるさと納税を効率的に運用するため、市が使用していますふるさと納税管理システムを使用して、返礼品の受注管理を行っております。

それともう一つ、管理するシステム使用に当たりまして、ここは重要な部分であります、セキュリティ対策を十分に行いまして、従業員に年3回個人情報研修等を実施していると、それと店舗の夜間等警備を警備会社と契約締結をしているということとパソコン内のセキュリティも強化しているというふうに聞いております。

それから返礼品に関する業務、まず返礼品の企画提案に関する業務であります。新たな返礼品

の発掘と体験型返礼品等を発掘していただいております。今、返礼品数については500品目程度に拡大をされております。

それと、返礼品の協力事業者の発掘、返礼品を送る事業者の発掘ということで、事業所についても36事業所程度ということで、協力事業者、返礼品数ともに拡大しております。

あと、返礼品のPRに関する事項ということで、楽天とかふるさとチョイスのトップページを随時更新リニューアルしております。

それから返礼品の商品名、キャッチコピーの修正、書換え作業実施、ポータルサイトの追加等を順次行ってきております。

この返礼品の協力事業者の新たな発掘またPRについては、事業者が持ちますインターネットでありますとか地元の事業者、特産品に精通しているということでそれぞれ拡大等がなされているところであります。

返礼品の受注管理に関する事項ということで、市が発注するポータルサイトにおける寄附者情報、これも管理システムへ取り込みを行いまして協力事業者に返礼品の情報を通知すると、その通知を受けて協力事業者が返礼品を送付するということとなります。

それから返礼品の安定供給、品質の確保について協力事業者との調整、指導を行いまして返礼品の送付に支障がないように調整を図っております。また、協力事業者との定期的なミーティングを開催しまして、返礼品に関するアドバイス、その他返礼事業の運営等に関する情報共有を行いまして、協力事業者の育成、円滑な運営を継続して実施しております。

返礼品の登録、変更等に関する事項については、ポータルサイトにおける返礼品の登録、変更等について内容に問題がないか、市に確認を行いながら作業を進めているところです。

それと、その他の業務として、寄附者からの問合せに対する対応に関する業務、これが寄附件数が増えたことに伴いまして、大分大きな事務作業になる部分であります。返礼品の内容、発送状況、返礼に対する苦情、事故等の対応について、問合せ等があった場合には電話または電子メールにて対応しているということでございます。

それと、先ほど8番議員から人人体制のことで質疑があつて、私からはお答えにくいと言ったところですが、事業者を確認しまして答えてもらっても構わないということでしたのでお答えいたします。今現在8人体制ということで、この事業を通じて地元雇用にも寄与していただいていると私どもは判断しております。

○委員長（東君子） ふるさと納税に関しまして、何か質疑はございますか。

○9番（立石幸徳） いや、私は総括でって思ってたんですけど、今いろいろ説明もありましたけど、まだせつかくのこういう今ふるさと納税が本市が非常に好調っていうか、上向きになってるんで、1年契約というの、今説明のあった業務なんかからすると、1年ごとにそういうものを一回一回やる契約やり直しちゅうのも、何かおかしいような感じもしますよね。

それと、一番今の説明で私ちょっと、抜けているってちゅうか、分からんのは、既に問題があった枕崎牛なんかのですね、そういう問題発生が起きたときにどこが責任の所在になるのか、その辺もしっかりと委託契約の中で条項としてあるべきだと思うんですよ、それで今の説明は説明で聞きおきますけど、もうちょっとその辺をしっかりと整理をさせていただくために、総括に一応保留させていただきたいと思うんですけどね。

○企画調整課長（東中川徹） 今、答えられる部分でありますのでお答えいたします。1年契約と申し上げましたが、当初、30年の6月補正に計上いたしまして公募型プロポーザルで市内業者が1件、市外から数件きまして、そこでただいまこの業者に決定をみて契約を進めてきているわけですが、当然、次年度の契約を結ぶに当たっては毎年度その履行状況というのを確認すると、チェックといいますか、履行状況を確認をしまして、その履行状況から見まして効果といいますか、実際、返礼品の数とか返礼事業所数も増え、実際に表れてる寄附額の増につながってる

というようなその実績等を踏まえた上で、次年度契約を結ぶための入札選定委員会のほうに説明をして契約を進めているということでございます。ただ、それが履行状況を確認しないで、自動更新というのをもたまたまどうかと思っておりますので、毎年度そういう形ではしていきたいと思っております。

それから、昨年でしたか、枕崎牛の関係でいろんな問題になりました。それで、先ほど御説明申し上げましたクレーム等への対応という業務がどうしても返礼品が多くなると出てまいりまして、その連絡先というのは市または当該事業者になります。そうしますと、市、当該事業者、その返礼品を出している事業者が集まりまして、その対策を検討しまして対応しているというような状況です。

あと、寄附者に対する返礼品の責任の所在ですけど、返礼品という形は業者から送っているということになります。実際、市が購入して送らせていただいているということで、一義的には市に責任の所在はあるということですが、その対応等については先ほど申し上げましたようにこの委託事業者、協力事業者ともに協議をして対応しているというような状況です。

それから、先ほどの契約の関係でございますが、平成30年、年度途中からの契約で、ふるさと納税返礼事業に対する実績というのがまだ見えてないという中で、これまでも毎年度そういう形で履行状況等をチェックの上、次年度契約を結ぶという方法になってきておりましたが、実際、今の実績、取組状況等を見ると、今後になります。債務負担行為で年度をまたいだ形の契約というのでも検討していくこととしております。

○9番（立石幸徳） だから、今の説明でもいっぱい出てきてますよ、初めて債務負担行為ちゅう説明がありましたけど。つまり、午前中は企画調整課長のほうから委託料ちゅうことで、予算に出てたじゃないかということで説明があったわけですけど、これは普通の一般事業のその単発の委託料ならまだしもこれずっと継続してですよ。

しかも、金額的にもすごい方の金額の事業をですよ、ただ予算で出していますよ。済む話じゃない。債務負担行為なんかも含むから、今ここであんまりこの件ばかりやるとあれだから、いづれにしろ、総括でもうちょっと整理した形でまとめをさせていただきたいと思っております。

○企画調整課長（東中川徹） それを整理してということですが、今委員からありますように単年度契約でどうかということもございまして、今の実績等を見て、今後債務負担行為による年度をまたいだ形の検討をしていくということ、今の時点ではそれまでの整理でございます。

○9番（立石幸徳） 総括でまたお願いします。私は。

○13番（清水和弘） 今、課長の説明でも分かったんですけども、ふるさと返礼品でトラブルが発生したときは、行政も一緒になって対応するということなんですね。

ならですね、次に121ページ、決算報告書に新規採用者数が13人、一般会計となっているんですけど、平成30年度は9人なんですよ、こういう人たちが年齢層はどのようになるとるんのかね、新規採用なわけだから、年齢層はどのようになっている。

○総務課長（本田親行） 平成31年4月1日採用の新規採用職員は13人となっております。また、それらの平均年齢につきましては25.2歳となっております。

○13番（清水和弘） 平均年齢が25.2歳ということは、一番高齢で採用した方は、高齢の方は何歳なんですか。

○総務課長（本田親行） 35歳の職員を採用しております。本市の採用試験につきましては、民間の採用が活発化する中で近年受験者数が減少しておりましたので、平成30年度の実施の採用試験から採用年齢の制限の条件を29歳から35歳まで引き上げているところでございます。

○13番（清水和弘） 35歳までということでしたけど、私この議員をして見てるんですけど、本市の職員の場合、技術職の場合ですよ、専門的なライセンスを持ったとか、そういう人は建設課、土木のほう、いろいろあると思うんですけども、ライセンスを、いろいろライセンス、いろ

いろいろありますけど、こういうものを保持して、持ってる方は何名ぐらいおるんですかね。私はこの専門職の人が本市は少ないんじゃないかと危惧しとるんですけど、その辺はどうなんですか。

○総務課長（本田親行） 土木技師でありますとか、建築技師、機械技師、保健師とか、そういう専門職の職員もいるわけですけども、他市と比べてその辺の職員が多いか少ないかというところにつきましては判断いたしておりません。

○13番（清水和弘） 122ページのところにですよ、この各種研修会の負担金というのがあるんですけど、この研修会というのは、内容はどういうことなんですか。

○総務課長（本田親行） 採用後の新規採用職員であるとか、また職位に応じて係長に昇任した場合、また課長に昇任した場合、単独ですのものなかなか合理的ではございませんので、県の研修協会に委託して実施しておりますけれども、職位に応じた研修、専門的な研修、そういう研修を委託というか、市町村合同、県も含めてですけども、共同で行う形の負担金になっております。

○13番（清水和弘） これは年間何日くらいあるんですか、16万4,000円程度となつとるんですけど、えらい少ないなと思うんですけど、何人ぐらい参加して、こんな金額なんですか。

○総務課長（本田親行） 新規採用職員研修でありますとか、係長の昇任研修でありますとか、年間何人と決まっているわけではなくて、その年度ごとの採用数、係長への昇任数などによって変わってくるところでございます。

○13番（清水和弘） この研修を庁内でやるんですか、それともどっか専門のところにやってやるんですか。

○総務課長（本田親行） 鹿児島市の研修センターで主に実施しております。

○13番（清水和弘） この研修、民間の場合はですよ、この研修を終えてきたらそれなりの対応をしてやるんですけど、行政の場合は研修を終えてきた場合、何がしかの対応はあるんですか。

○総務課長（本田親行） 研修報告書を記載して各課長に見てもらって、また総務課に提出して市長まで報告するという形を取っております。

○4番（沖園強） 何点か端的に質疑していきたいと思います。まず129ページ、決算報告書の諸費の国県支出金精算返納についてなんですが、非常に8,900万と多額の返納金が発生していると、その中で特に目立つのは子どものための教育・保育給付費、それと生活保護費等、これは午前中、財政課長が国庫支出金が減少したというようなこともあったんですけど、それと子ども・子育て支援交付金、この3つについて多額の返納金が生じた要因をお示しいただきたい。

○福祉課長（山口英雄） 今、諸費の国県支出金精算返納についての御質疑ですけども、国県支出金を伴います福祉関係の事業等につきましては、まず当該年度の事業量の見込みを積算して、事業量に見込んだ国県支出金の交付申請を行います。

それで実際には事業量が年度末で確定いたしますので、当該年度当初に出しました事業量の見込みと、それから実際の実績との差が出てきますので、それを翌年度に精算するというものでございます。

このうち、今、子どものための教育・保育給付費、生活保護費等を、それから子ども・子育て支援交付金等につきましても、そういった事業量、当初の事業の見込みに対しまして、事業量が増減をしたことに伴う精算でございまして、特にその中で前年度と比べますと、生活保護費が1,914万程度の増というふうになっておりますけれども、これは医療扶助が見込みよりも少なくなったこと、それから生活保護の受給世帯自体が減っておりますので、そういったことで生活扶助も当初より給付費が下がったと、こういったことが大きな要因でございます。

○4番（沖園強） 見込みと事業実績との差額ということで理解したんですけど、それではもう一つ、空港廃止に係る補助金返還金、これ定額返納になってるんですけど、あと何年ぐらいなんですか。

○企画調整課長（東中川徹） これについては、県のほうはもう一括で済ましたということで今

まで報告してるとおりですが、国庫支出金精算返納については平成45年まででしたので、令和15年度までかなと思ってます。

○総務課長（本田親行） 先ほど13番委員から研修のお尋ねがありました。研修の内容のことですけれども、13番委員のほうから16万4,000円は安いんじゃないかということがございましたけれども、この研修負担金というのはこれまでも青年会議所に2名の職員を派遣して研修を行っているとしておりますけれども、16万4,000円のうちの16万円は青年会議所への負担金でございますのでよろしくをお願いします。

○4番（沖園強） それともう一つ、返納金で、市税還付金のほうはどういった要因、内容説明していただけないでしょうか。

○税務課長（神園信二） 市税の還付金、平成30年度決算では530万程度で、今度の令和元年は910万円程度ということで膨れております。この予算につきましては、市内の法人1社が予定納税していただいておりますところの分が、決算がまとまりまして申告をした時点で240万円程度の還付をしなければならない部分が大きく1つあったと、それともう一点は、JRにつきまして固定資産税の償却資産の誤申告があったということで、過年度分まで遡って還付をした部分が90万円程度、これがほとんどを占めるところでございます。

JRにつきましての償却資産の誤申告、こちらにつきましては国に報告があって、国からそれぞれの市町村の分はこういう内容ですということで、国で精査がされてまいりますので、その分の枕崎分の割当てですということでございます。

○4番（沖園強） 次に130ページで、徴税費の市税収納嘱託員報酬が前年度より23万2,000円ほど下がってるんですけど、これ人数と件数を30年、元年度をお示ししていただきたい。

○税務課長（神園信二） 収納嘱託員の人数に変更はございません。2名でございます。収納嘱託員の雇用の契約、この雇用の形態といいますのが、月額的基本的な料金が1人7万4,000円ずつ2人おりますので、月額で14万8,000円というところは、固定の部分がございます。

あと、この報酬で増減が出てまいりますのは、収納の額の3%、こちらのほうが報酬額として7万4,000円に加えて支払いがされると、あと1件につき50円、件数割というところはお支払いがされるという報酬の条件になっておりますので、件数の取扱いの数値、収納金額、こちらが年度によって増減いたしまして各年度で若干の違いが出てくるというふうなところでございます。

○4番（沖園強） 収納額はちょっと理解に苦しむんですけど、その件数はどれだけの差があるんですか、件数が前年度より多くて額が減ったりすることもあるわけですよね。だから、収納額でそこに差額が出るちゅうのもちょっと腑に落ちない面があるもんですから、嘱託員の身分の保障といいますか、そういった部分でお示しいただければ。

○税務課長（神園信二） 収納額につきましては、令和元年度の収納額、収納件数についての資料を手持ちで持っておりますが、30年度の分を今手持ちで持っておりませんので、しばらくお時間いただいて、また後ほど。（「総括でいいです」と言う者あり）はい。

○4番（沖園強） 133ページの民生委員児童委員の活動状況というところで、先ほど児童生徒への、子供たちの虐待というのは見られなかったというような眞茅委員のほうに答弁があったんですけど、ここに要保護児童、この表の中で要保護児童の発見の通告、前年度は10件が、元年度は23件と増えている状況なんですけど、通告の内容はどんなもんなんですか。

○福祉課長（山口英雄） 133ページにあります要保護児童の発見の通告23件につきましては、児童委員が日頃の活動の中で児童のですね、例えば育児放棄が疑われる場合あるいは子供の泣き声がやまなくて虐待が疑われる事案とか、日常生活の中でそういったことを民生委員が覚知した場合に、要保護児童対策の調整機関であります市役所の福祉課社会係に連絡くださると、そういった件数でございます。

○4番（沖園強） ですから、その通報はあったんでしょうけど、どういった状況なんですかつ

ちことですよ、先ほどは虐待らしきものはなかったというようなことだったんですけど。

○福祉課長（山口英雄） 先ほど健康課長が答弁いたしましたのは、乳幼児健診の際に児童に健診の際に、あざとかそういったことの虐待が疑われるようなものが健診時に発見できなかったということだろうと思います。

この23件というのはその乳幼児健診以外でも、先ほど言いました民生委員の日常活動、それからこの23件の中には、例えば近所の方から警察のほうに、何かこう泣き声がやまないんですけど虐待じゃないんですかと、そういった連絡が来たもの、それについてもこちらに警察から来ますので、そういった児童虐待、育児放棄なども含めた児童虐待が疑われるような連絡が来た件数というふうに理解していただきたいと思います。

○4番（沖園強） ですから、連絡は来たけど実態はどうだったんですかということ。

○福祉課長（山口英雄） この23件は通告があった分でございます、これについては実際、必要な場合には関係機関、警察も含めて児童相談所とか、地域の民生委員、学校等の教育機関とか、関係機関が集まって協議をするんですけれども、その中で元年度はそういった要保護児童対策の協議会の中で虐待があると認定されたものはなかったと思います。

ただ、そういった虐待とかが疑われる家庭につきましては、地域の民生委員とか関係のある方、それぞれが日常、見守りを続けると、異常があったときにまた再度対応を協議すると、そういったことで対応しております。

○4番（沖園強） 次に135ページ、この中で老人福祉費の中のおむつ給付という事業なんですけど、昨年度は54人、いや、30年度は。元年度は53人という対象者がいるんですけど、決算額的にはむしろ7万3,000円ほど1人減って増えてるんですよ。

当然、65歳以上、非課税世帯、それと要介護4、5ですよ、それに常時臥床、寝たきりですよ。年間限度は600枚までとなってるんですけど、前年度より増えた要因は何か長期間にわたったというのはあるんですか。

○福祉課長（山口英雄） しばらくお待ちください。

○4番（沖園強） 議事進行的に総括で結構ですので、そうすると鹿児島市の場合、65歳非課税世帯ちゅうのは同じなんですよ、要介護4、5の場合は。うちは年間600枚が限度と、要介護4、要介護5の場合、10万円相当となってるんですよ。そして要介護3以下もあるんですよ、鹿児島市の場合、これが5万円相当、プラス入院月額4,000円現金支給、非常にこう本市と比較して充実しているといいますか、この年間600枚、額にして幾らぐらいなんですか。

○福祉課長（山口英雄） すみません、その一人頭どれくらいというのも使用量にも、後もって答弁したいと思いますけれども、今鹿児島市とか言われました、本市の場合には在宅寝たきりの方というふうになっていきますし、今言われた要介護度の部分とか、そういったものが他市と比べて、ちょっと厳しいっていうか、そういった御意見だろうと思いますけども、そこら辺についてはやっぱり財源の問題もございますので、他市の状況等も十分研究しながら、今後検討していきたいというふうに思います。

すみません、先ほど質疑がありました前年度よりも対象者が減っているのに金額が上がったという理由につきましては、消費税抜きの単価は変わってないんですけど、消費税が昨年10月から上がった関係で、消費税の影響でございます。それから、600枚当たりの単価につきましては1万3,200円でございます。

○4番（沖園強） 今後、他市の状況を調査して検討してみたいということですが、要介護1であっても臥床に近い高齢者多いんですよ、また非課税世帯、当然、扶養であれば非課税世帯にならないと、扶養者であれば、独居老人等が対象になるのかなと思うんですけど、そういったものもろの事業をいろいろと考察していただいて検討していただきたいと要望しておきます。

136ページお願いします。老人福祉センターの利用状況なんですけど、非常に30年度からする

と、利用人員等も1万5,000程度減っていると、それに決算額としても674万で、前年度より390万程度減少していると、一番の問題は利用日数が224日が206日になってますよね、開館日数が減って利用人数が減って、そうしたもろもろのことを考えた場合に、そのいろんな見直しもあったんでしょけど、開館状況というのをどうお考えなんですか。

○健康課長（田中義文） 老人福祉センターについて、利用者が高齢化したり、体調等を崩して来れなくなる場合があります。それに対して、新たな方が増えているかということとそこまでないものですから、利用者は年々減少傾向にあるところです。

一方で、老人福祉センターの施設の老朽化が大分進んでおりまして、去年はボイラーの調子が悪く年度途中で、すぐに修理ができなくて一月間ほど休んだこともあります。

そういったことが影響して運営日数が減ったり、利用される方も減っているという実態がございまして、それに伴って総体的な経費は減少傾向にあるところでございます。

○4番（沖園強） そうすると、もうそのボイラーの修理は済んだんですか、ボイラーの修理は済んで開館していると。

○健康課長（田中義文） 補足しないといけないんですけども、それまで委託職員の運転手がいたんですが、昨年度から再任用職員になっております。再任用職員については、一般の職員の給料と同じ支出になりますので、その分が200万程度減少しているということでございます。

○4番（沖園強） 再任用の件は了解しました。ボイラー、利用者は減っている、増えるようにしないといけない。できるなら増えることを望んでるわけですよ、ボイラーで1か月半ぐらい休館した。入浴施設等をボイラーだけじゃなくて浴室もリハビリ室もヘルストロン室っていうんですか、そういうのも206日、前年度は224日なんですよ、その休館になったのは何が要因なんですか。

○健康課長（田中義文） ボイラーが壊れたとき、お風呂を閉めたんですけど、多くの方がお風呂を楽しみに来られるものですから、ほかのものだけ開けても利用者も見込めないんじゃないかということで、1か月ほど休館したり、高齢者が多い施設ですので、災害等がありましたら安全を考慮して休んだりしていることが近年は影響しているのかなと思っております。

○4番（沖園強） 現在はもう通常に戻ってるんですか、開館状況は。

○健康課長（田中義文） ボイラーを数十年ぶりに改修したものですから、当初数百万するんじゃないかということで、当初予算でないと対応は難しいのかなと思ったんですけど、見積りを取って見たら五十数万で改修も終えたところです。

しかしながら、今年になってから新型コロナウイルス感染症が流行いたしまして、高齢者は特に感染したら危険な状態に陥りやすいということもありますので、断続的に運営をしているところで、今年度は運営日数は減っていくのかなと考えているところです。

○4番（沖園強） 利用人数は減っているかもしれんですけど、やっぱり通常に戻るよう努力していただきたいと、最後に150ページをお願いします。循環型社会形成推進交付金事業のうち宅内配管補助、これは初めてこう顔出しをしたような感じなんですけど、この事業内容を教えてください。

○市民生活課参事（日渡輝明） 循環型社会形成推進交付金事業の中で宅内配管補助、これにつきましては単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する際の宅内配管工事費の助成ということで、平成31年度より新設されたものでございます。これまで浄化槽転換を行う際において、この配管補助、配管に係る工事費が促進に影響を及ぼしているということで、新たに新設されたものでございます。

○5番（禰占通男） 130ページに差押不動産の鑑定、まあ委託料っていうのがあるんですけど、これはどこの不動産の差押えをして鑑定料を払ったんですか。

○税務課長（神園信二） 場所を言ってしまうとその持ち主等が判明してしまいますので、

市内の市街地というところを1件、自宅、土地ごと差押えをしてそれを公売するための、公売の入札額の最低額ですね、それを設定するために不動産鑑定士を入れて鑑定していただくと、その分でございます。

○5番(禰占通男) 多分滞納を何か、差押えの原因は滞納か、それとも何ちゅうか、いろいろなもろもろの毎年の固定資産税とか、そういう税の科目によるのか、それとも何か相続とかそれ以外のものなのか、差押えの原因は何なんですか。

○税務課長(神園信二) 税の滞納に係る部分でございます。

○5番(禰占通男) 今、1件と言われましたけど、過去から、以前から、今までに不動産等を差し押さえたという前例はあるんですか。

○税務課長(神園信二) 固定資産の差押え自体はこれまでも実績がございます。今までずっと毎年、差押えの件で決算等では御報告していると思いますが、その中で不動産という部分の差押件数は御報告していると思います。

ただ、それを換価、お金にするために処分をしていく、入札をするというのはたしか今回が初めてだったんじゃないかと思っております。

○5番(禰占通男) 以前、今の総務課長じゃないですけど、前の総務課長にもう滞納とか何とかいったらある財産全部調べて抑えればいいのかよと言って、そしたら売れない土地をもらっても困りますってそういう議会で言ったときがあったんですよ。

だから、今後、今はほら、相続するにももう物要らないと、お金以外要らないからちゅう、そういう世の中ですよ。だから、こういうのは増えるんじゃないかと思ったり、また先ほどありました空家問題、危険空家ということでいろんな問題も出てくると思うので、私は注意深く見ていきたいと思いますが、そしてこの何ていうかな、行政としての立場はどうなんですか、このもう何年たっても課税分も手元に入っていない。まあ言えば不納欠損をしなけりゃならんとか、そういうので今後の見通しはどうなんですかね、財産のある方はいいけど、ない方もいると思うんですけど。

○税務課長(神園信二) 歳入の審査の部分にも関わってくるころがあるのかなと思いますけど、差押えをするという行為自体は、債権、税の債権分の確保といいますか、価値がある不動産を持っている場合は、それを任意に売却してその不動産を処分されることを防ぐための差押え、登記上の問題でございます。

今回やったのは、その差押えた不動産をこちらで頂いて、換価をして、処分をしてお金に換えて納入をしていただいたというふうなことでございます。その換価ができるということは、前の総務課長の話もされましたけれども、差押えて後で公売をするとなったときには、今回決算にも出てきましたように委託料を払って評価をしていただいてという経費がかかっていくわけですね。経費をかけた分、換価してお金、その経費とプラス税、残った税もイコールになるのかという見通しが無い限りは、無益な差押え、換価をしても、結局、事務が前に進んでいかないということになるわけです。頂くべき税金も頂けないし、かかった経費も回収できないということになりますので、なかなか差押え自体も場所は考えておかないといけません。換価をするとなれば、当然、換価ですので、それだけの見通しが無いことにはできないということになっていきます。

ですから、あとは税の代わりに土地を取り上げてというふうなお話もよく聞きますけれども、もう相続もしたくないと、だから市のほうでどうぞ取り上げてくださいというお話もありますけれども、そういうことをしたときには、今度は市は市として管理をしないといけませんし、そこをどう使うのかというところまで考えないといけませんということになってくれば、そうそう簡単な問題ではないというふうには考えなければならぬ。

基本的には、換価処分をしてお金に換えて税債権とかかった経費、鑑定料とかいろいろな経費等を回収できるのかというところは私どもも考えなければならぬですので、そこは簡単な問題で

はないと。

いつまでも税金を支払っていただけないというケースの場合は、法に基づいて時効の中断をするケースもありますし、担税能力が回復しないときには、時効で不納欠損で落としていくという考え方をせざるを得ないというケースもあると御理解いただければと思います。

○5番（禰占通男） 今、税務課長もおっしゃられましたけど、私が常々思ってるのは、もう要らない土地は人にあげて、その人が固定資産税を払ってくれば良いと思ってるんですよ。

何でかという、今も移住とかそれに取り組んで空き家バンクなるものもしてるんだけど、もう欲しい人に寄附から何かでも受けて、不動産をですよ、それで名義変更と固定資産税を払ってくださいと。それを条件つけて20年は転売禁止とかそうして市は固定資産税を徴収すればいいんじゃないかという、私はずっとそういうことを考えております。

これはいろんな考えがあるので、そこは皆さんでよく相談すればいいかなと思って、移住とかそういうのも今後のそういう取組になるべきかなと思っております。これはお願いしておきます。

146ページにインフルエンザ予防接種があるんですけど、これについては、ここに延べ数で書いてあるんですけど、これ2回しないと効果はないということで、人数にしたらどうなるんですかね。インフルエンザ予防接種の延べ人数じゃなくて人数でいったら。

○健康課長（田中義文） インフルエンザ予防接種は、65歳以上は定期接種で1回です。その下の任意接種は基本的には2回打ちますので、延べ人数の半数程度が実質人数になるかと考えております。

○5番（禰占通男） コロナとインフルエンザの流行が重なるということで、実際にもう動いてる自治体もあるし、これからだと予算に上げようかというそういうところもありますし、このコロナと重なった場合の対応が難しいということで、インフルエンザのほうはもう無料にという財政的に豊かなところなんでしょうね。

そういうこともテレビなんかでも出ますし、本市は今年の秋から冬にかけてのインフルエンザとコロナの対応に対しては、このインフルエンザワクチンの接種というのはどのような考えでいるんですか。決算の場ですけど。

○健康課長（田中義文） 国は、例年より新型コロナウイルス感染症の関係でインフルエンザの予防接種が増えるであろうと見込んでおります。しかしながら、ワクチンを倍にするという供給体制は整わないという状況の中で、国は、9月10日に優先順位を検討すると聞いております。

その結果が知らされるのかなと考えているんですけども、高齢者、妊婦、持病を持っておられる方々を優先して、インフルエンザワクチンを接種すべきであるというのが今の国の考え方だと思います。

そういったことから、おっしゃることは分かるんですけど、国の考え方として、国民が全体的にインフルエンザワクチンを打ってしまうと、高齢者等に回らないんじゃないかとかそういう問題もありますので、慎重に考えないといけないのではないかということです。

あくまでも高齢者、妊婦、持病を持っている方々には接種を推奨していかないといけないと思うんですが、全市民へのインフルエンザ予防接種の拡大というのは、今のところは考えてないところであります。

それと、接種期間は10月1日から12月までの3か月間を予定しているんですけども、予防接種の効果は大体5か月ぐらいと聞いてますので、あまり早く打ち過ぎると効果がなかったりということもありますので、適切な接種時期を市民の皆さんに周知を図っていきたいというふうには考えているところです。

○5番（禰占通男） 対応は今後という課長からの話だけど、国が全部決めれば、補助金等が対応できると思うんだけど、単独で妊婦とか高齢者とかは補助金の対象になるか分らんけど、普通の人なんか希望者が増えたりした場合ですよ、市の財源でちことになると、どっかそこら辺の

幾らぐらいかかるとか何とかちゅうのもまだ全然考えていない、幾らぐらいかかるとか、そういうのは今の段階では分からないことですか。

○健康課長（田中義文） インフルエンザのワクチンの接種料につきましては、大体3,000円から4,000円だと考えています。

高齢者に対しては1回限り2,000円の補助を行っているところで、それを無料にするとなると、決算報告書の数字で概算すると、大体の金額は分かると思いますが、持病を持った方とか、一体どこまでの範囲を対象にするのかとか、算出が難しいと考えているところです。

○5番（禰占通男） あともう一件150ページなんですけど、このごみの収集委託ということでごみ収集状況というのがあるんですけど、この中でこの資源ごみ、私も議会があるたびにこれ暇があるときは伺ってるんですけど、この資源ごみの状況、29年度から30年度、令和元年度ってあるんですけど、これの売却益というのはどうなってるんですか。各瓶類、金属類、発砲スチロールとかそのプラスチックとかいろいろありますけど。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今、お尋ねのありました資源ごみの売却関係については衛生管理組合で入札を行いまして、売却を行っているところでございます。

その売却金につきましては、内鍋清掃センターへ算入をされますので、本市の負担額と精算をする形になります。

○5番（禰占通男） 最初、我々が議員になった頃はちゃんと尋ねると教えてもらいおったんですよ、議場でも、幾らですとか。ここ何年か、今参事がおっしゃられるようにそういった答弁できておりますけど、一番私が思ってるのは、アルミ缶、例のプレスしたものに、枕崎のプレス分にはいろんなごみが入ってって、入札しても安い、ほかのところは高い、それはもう業者から聞いた話です。

ですから、やはり資源を区別するのもいいけど、ごみが入らないでいい品質のもの、やっぱりそしたら売却益も高くなるわけですよ。

向こうの管理組合か何か知らないけど、その会計に入ってる、それはそれでいいですけど、今ごみを捨てに行ったときには自転車なんかの置き場がありますが、あそこら辺にも重機が入っていて、重機で潰して持っていく。それを重機で潰すのか、ばらして選別して売るので全然金額は違うと思うんですよ。

だから、どんだけ市民に分別してくださいにしても、結局最終的にはそういう荒く分別するのか、細かく分別するのかで、私は収入が違うと思いますよ。

だから、今後はまた資源ごみはもうこちらで処分しないといけないと思うけど、燃えるごみだけ新しいところに持って行ってということになると思うんですけど、そういった設備、やっぱり人員のかけ方も今後もっと考えるべきではないかなと思ってるんですよ。

再資源用の建屋がなくて、建屋を造りました。そしたら、片一方が東側が搬入のために邪魔になるのか知らんけど、やはり壁もない。暑いところで、冬は寒い。そういったところなわけでしょう。

だから、やっぱり働く人のためにも、今回、今度新しい焼却場ができるとしたら、やはり働く人のために環境も整えるべきだと思うんですよ。そしたら、やはりもともになるのはこういう市民から提供される資源ごみだと思いますよね。これ有効に活用すれば、相当活用できると思いますよ。そういった考えは、向こうの管理組合とかそこら辺とか市の中では考えないんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 資源ごみの排出等につきましても、例えばペットボトルであったりとか、空き缶であったりとか、そういう部分については水洗い等を適切にして排出していただけるように、また啓発のほうも進めてまいります。

内鍋清掃センターにおきましても、不燃ごみから資源化できるものの分別、そのようなものも細分化して作業を進めておりますので、また今委員から出されました意見等についても、向こう

の職員とも連携を図りながら、よりよい資源化ができるような形で進めていきたいと思いを。

○5番（禰占通男） レジ袋まで皆さん対応してるわけですから、もう資源の再利用にはもう本当に力を入れてもらいたいと思います。検討をよろしく願いいたします。

○委員長（東君子） 今から休憩に入りますが、残りの議会費から衛生費までは、総括では皆さんいかがでしょうか。

○税務課長（神園信二） 税の嘱託員の関係で、報告ができておりませんでしたところを報告いたしたいと思います。

私、先ほどの答弁に勘違いがありまして、収納嘱託員1名と収納補助員1名、2名分の報酬でございました。この管理収納の補助員の報酬を支給している方が1月中旬で退職されております。

この分の減少分が、報酬が1月中旬に退職して2月、3月分で支給されなかった27万5,000円分が出ております。

一般会計分の報酬の支払いの方につきましては、平成30年587件の収納、収納金額で1,336万1,394円を収納していただいております。令和元年には収納件数で605件、収納金額で1,331万3,724円という収納の状況でございます。

これらの関係、先ほど私、収納件数と額の変動でこの差が出てまいりましたという答弁を申し上げましたが、1名は途中で管理収納の補助の業務委託人が退職されたということでの減額ということでございます。

なお、令和2年度からは、この方々は会計年度の任用職員ということで、身分はいわゆる嘱託員の形からしっかり保障がついた身分に変更して、継続して雇用をお願いしております。

○委員長（東君子） 以上で、議会費から衛生費までの審査を保留いたします。

ここで執行部入替えのため10分間休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時34分 再開

〔労働費～土木費〕

○委員長（東君子） 再開いたします。

次に、労働費から土木費までの審査に入ります。

決算書の41ページから49ページまで、決算報告書の151ページから172ページまで、監査委員の審査意見書の16ページから18ページまでです。

審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 当初予算ですので、平成31年度当初農道維持修繕工事、いわゆる塔切地区の450万の予算が当初にあったんですけど、これは決算上どの項目に出てきているんですかね。

○農政課参事（小湊哲郎） 決算報告書は、156ページの農道砂利散布及び施設維持管理の635万8,218円の中に入っております。

○9番（立石幸徳） 要するに、156ページの農道砂利施設維持管理635万8,218円の塔切地区の工事は決算として入っていると、こういうふうに確認していいですか。

○農政課参事（小湊哲郎） はい、そのとおりでございます。

○9番（立石幸徳） それで、この工事については、年度途中でいろいろ加世田簡易裁判所に調停をかけるとかいろいろすったもんだ変遷があったんですが、最終的に塔切の工事は幾らの決算額になってるんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 決算額につきましては、339万4,031円となっております。

○9番（立石幸徳） 当初予算は450万、決算が339万、約110万の差額になってるんですけどね、ちょっと気になるのは、そのすったもんだして年度末まで工事がちゃんと完了するのかどうか、市長自身が年度末の祭日、日曜日も何か現地にいたとかいなかったとかいろいろあったんですけども、これは、この工事はきちっと当初の設計どおりの工事完了がしたと、こういうふうに確

認しとっていいんですかね。

○農政課参事（小湊哲郎） 当初の工事は、階段構造物等の撤去工事、水路内の補修工事等を計上しておりましたが、階段工事の撤去は終わりました。

あと、相手方土地内に存する部分がありましたので、その工事ができずに水路の底板補修工事が一部未施工ということで、令和元年度の構造物撤去工事につきましては、階段構造物の撤去及び相手方との土地の埋戻しと水路内の下流側に敷設しました配水管の敷設工事は完了しております。

○9番（立石幸徳） そしたら、確認しますけど、設計した部分の中でまだ設計どおりの工事になっていない、つまり未完了といいますか、そういう部分が何項目ぐらいあるんですか、もう一回明確に言ってください。

○農政課参事（小湊哲郎） 水路内の補修工事ということで底板の補修工事が一部未施工で、その部分が残っております。

○9番（立石幸徳） 残っているちゅうことを言われますけど、これは今後もう一回ちゃんと工事を、再度といいますか、やる気があるんですか、できるんですか。

○農政課長（原田博明） 先ほど担当参事から説明がありましたが、相手方の敷地内にある水路の補修工事につきまして、若干相手方との協議が整わなかったところがありましたので、その部分の工事が最終的にされなかったということで撤去工事と先ほど説明した工事については完了したところですが、相手方の水路内の補修工事につきましては、まだ残っていますので、今後その工事内容について相手方と話し合いながら進めていく考えでございます。

○9番（立石幸徳） そうしますと、これは財政上のいわゆる支出負担行為ちいまいしょうか、その施工業者に対する支出負担行為の流れはどういうふうになって、何ら支障は出ていないのか。その辺のことをきちっと説明をしとっていただきたいと思います。

○農政課参事（小湊哲郎） 令和元年度の構造物の撤去工事におきましては、先ほど申しました工事が終わった分で内容変更しておりますので、その分の工事の支払いは令和元年度で終わっています。

○9番（立石幸徳） その内容変更ちゅうのは、執行部内で、執行部の裁量でできるんですか。つまり議会はちゃんとした450万の予算を議決して承認してるわけですね、しかし工事はまだ残ってますよ、もう年度はもちろんとくに変わるとるわけですが、その変更をした場合には議会への報告ちゅうのは要らんですか。

○農政課長（原田博明） 工事につきましては、施工業者に対して、設計変更等を4回変更指示しております。4回変更して、最終的にその4回目の契約で完了したということで、財政上というか、契約上はそういった形で完了しているところです。

○9番（立石幸徳） そういった4回変更することは、議会への報告は要らんですか。まあ細かな細目といいますか、報告の必要のない部分なんですか。つまり議会はあくまでも450万の予算、それから当初の設計に当たってのものを議決しているわけですね、しかし実際はそのとおりじゃないんだと、一部残していると、この取扱いですよ。

○農政課長（原田博明） 工事につきましては、様々な工事において実施していく段階で、現場の内容等で変更していきますので、その変更につきましては様々な工事においてあり得る事務でございます。ですので、状況に応じて変更を行い、最終的に完了していくという流れで契約しているところです。

○9番（立石幸徳） それはもう設計変更ちゅうのは、ある意味で頻々とあるわけですよ。あるのはいいということではないけど、課長が言われるように、設計変更ちゅうのは当然起こるわけですね、ただ設計変更した場合に私ども議会には何か報告があったんですか。

○農政課長（原田博明） 報告というのが、途中で補正等が必要な場合は補正で説明いたします

し、今回決算での報告ということになります。

○9番（立石幸徳） 決算資料には出てないですよ、決算での報告ち、今聞いてこの450万に何ていうんですか、相当する記載はどこにもないわけですよ。いや、最後にしますけどね、その当初設計をしたとおりの工事が発注されて、それが年度内に発注どおりの工事で終わってないと、まだ残してるんだという捉え方、施工業者に一体支出は幾らされてるんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 請負業者へは、最終的な変更額339万4,531円で支払っています。

○9番（立石幸徳） 最後のつもりだったんですけど、当初の工事の発注っていいまいしょうかね、入札かれこれあるんでしょけれども、発注の金額と支払額が違ってるわけな、現時点でな。もう年度も終わって9月に入って半年以上来てるわけですけど、そういった財政の支出の在り方ってということで、これは問題なしと、これは財政課長に確認しておきます。

○財政課長（佐藤祐司） 一般的な話としては、予算額につきましては歳出の見積りですから、入札あるいは随意契約等によって最終的な契約金額というのはそれ以内で契約するというようになります。

その金額が変わったときに、議会に報告するかどうかという話ですが、議会の議決を得るべき契約案件というのがございます。先ほど企画調整課長が言いました1件当たり1億5,000万以上の契約、これの変更については当然に議決案件ですから、変更があったときには当然、また議案として議会のほうにお出しすべき案件だとは思いますが、今回はそういう下回る契約の変更ですので、予算等の変更で足るというふうに考えております。

○4番（沖園強） 先ほどの農政課長の答弁からいくと、相手との協議が不成立、まあ整わなかったと、今後、当初の契約、年度途中で設計変更して、まだ相手と協議をしなければならない余地もあるんだという答弁だったんですけど、いつまで続くんですか、これ。相手が工事を履行させなかったような条件があったんですか。

○農政課長（原田博明） 工事の内容について相手方と当初協議しましたが、途中で内容について合意が得られなかったというようなことでございます。今後も相手方と協議しながら、工事につきましては今残っている分について完了したいと考えてはおります。

○4番（沖園強） その残ってる水路施設の底板の工事が残ってるちわけでしょう、それをさせなかったのは誰なんですか、相手じゃないんですか。

○農政課長（原田博明） 先ほど答弁いたしました、相手と内容について合意が得られなかったというところです。

○4番（沖園強） 339万4,000円の中には埋戻し工事費も入ってるわけでしょう、それは協議する必要はないんじゃないですか、もう相手が工事をするように求めて来て今回の450万の予算を組んで、工事に着手したわけでしょ、それをば相手が不服、何らかの不服があったんでしょから、工事期間中に設計変更せざるを得なかったと、4回もせざるを得なかったと、それを埋戻しして完成したかと私ども見ておったんですよ。もう協議に臨む必要はないんじゃないですか、副市長どう思います。

○副市長（小泉智資） 最終的に、まだ相手方との完全な協議が成立していませんので、今後お互いに納得できる地点を検討しながら進めていくということになると思います。

○4番（沖園強） この件について、いろんな変遷があつてですね、もう議会としても、最終的な協議になったんだろうなという理解の下に予算を承認したわけですよ、可決したわけですよ。

私に言わせればもう毅然としてですね、これ協議に臨む必要はないと思う。ましてや、担当職員、精神的な負担も大きなものがあると思うんですよ。職員を誰が守るんですか、こんな状況で、執行部としてこれは毅然として臨んでいただきたい。

ましてや、つい最近も庁内で当事者がいろいろ大声で不当要求まがいのことをやっていますよ。そういう状況の中で、これ以上協議に臨む必要はないと私は断じて申し上げます。

○11番（永野慶一郎） この工事の件に関しまして、附帯決議を付して議決したわけですが、その附帯決議の私提出者でもございます。法的効力はないとはいえですね、附帯決議をつけての議決でございましたので、いま一度、附帯決議の中身をもう一回確認していただいて、今協議する必要はないという発言もございましたけども、1日も早く解決するように、そのような旨の附帯決議だと思います。

そうでしたので、いま一度読み直していただいてですね、一日も早い解決に向かっていただきたいと要望しておきます。

別件で、決算報告書159ページ、漁港使用料の徴収実績が載っておりますが、件数が昨年より11件ほど減少しておりますが、徴収金額というのが80万ほど増えていると、見たときに定期航路以外の船舶というのが件数が増えて金額も80万ほど増えているんですけど、件数は減ったが金額が増になったというのは、やっぱり定期航路以外の船舶の1隻当たりの単価というのが大きいのかなって思うんですが、そこら辺の説明をお願いします。

○水産商工課長（鮫島寿文） お尋ねの漁港使用料の徴収につきましては、漁船関係ではございませんで、増えている部分は東防波堤の鉱工業関係の船舶の入港に伴う使用料の増ということがあります。

○11番（永野慶一郎） その事業者の方と話をしたときに、またますます船の入港数は増えるよっていうことだったんですが、30年度と比べても若干10件ほど、件数でいったら増えているんですけど、今後もそういったことで入港数が増えて、この使用料のほうも増えていくってような見通しなのかどうかだけお聞かせください。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今年度につきましても、まだ増える方向で計画がございます。また、野積場の利用につきましても数社で利用されておりますが、その中で譲り合いながら、また船舶についても船積み、そういった鉱物の産出の運搬、入港等が今後も引き続き多くなっていくであろうということをお聞きしているところです。

コロナ関係におきまして、金の相場がやはり上昇しております。その関係で事業活動的には、引き続き、昨年からも生産活動が増えておりますが、そういった関係で増えてくるものと考えております。

○11番（永野慶一郎） 分かりました。続いてなんですけど、163ページの消費者行政推進費のところでは活性化事業というのが86万6,763円、決算額が出ております。これってあれですかね、消費者相談センターみたいな感じのものですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 消費者行政活性化事業につきましては、主に消費生活相談員の方の報酬であったり、また住民向けの消費者行政のリーフレット、パンフレット等の印刷製本費等がこの事業の主なものです。

○11番（永野慶一郎） 一般的な消費者センターみたいに電話で、クーリングオフとか、そういったのを問い合わせるような相談所でもあるということですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 年間70件程度相談がございますが、今委員がおっしゃいましたとおり、やはり契約関係、クーリングオフですとか、そういったものの相談が半数近くを占めているようです。

○11番（永野慶一郎） 広報紙にも載ってますよね、それと同じって考え、70件程度問合せがあると、何人でそれされてるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 月16日勤務の一人の方を消費生活相談員ということで、会計年度任用職員ということで今年度からはお願いしているところです。

○11番（永野慶一郎） おとといの防災無線のメールが私携帯に入ってくるんで見たんですけど、災害の調査でっていうことで、市内に多分あっちこっち電話がかかってくる私のほうにも報告があって、枕崎で被害が多かったちゅうことで、ローラーでこう、電話帳か何かで電話を

してるんじゃないかと思うんですけど、そういった相談等はこちらのほうに寄せられてませんか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 消費生活相談員のほうには、そういった相談の問合せはないんですが、私どもも近所辺りでそういった電話が来ているということを知りたくて聞いておりますので、そういったことで警察のほうでも防犯という意味で情報を得ております。そして、昨日だったですかね、防災行政無線でもそういったことで周知をしているところですよ。

○11番（永野慶一郎） 年間70件ぐらい相談があるってことですのでですね、月に16日、70件ですから、いろいろと、いろんな相談等あるとは思うんですけども、契約ごとのトラブルとかそういったのもいろいろあると思いますけれど、市民の安心安全のために、またより一層努めていただきたいと思います。相談が増えるようであれば人員も増やすなりの対応も必要なのかなと思うんですけど、今のところお一人で十分って感じですね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 令和元年度は、決算上では63件ございましたが、例年70件程度相談が来ているんですけど、実際に相談に来られてされる方、また電話で問合せする方がいらっしやいますので、また今回のコロナのような災害のそういった災害補償ですとか、そういったものがあつたときには件数が増えるかもしれませんが、今のところ1名で、月16日勤務で対応できてるのではないかなと思っております。

○13番（清水和弘） 160ページの水産加工業環境施設整備促進事業補助とあつて、カネタマル、今給黎鯉節2件とあるんですけど、これは内容はどのような補助事業ですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 160ページのこの水産加工業環境施設整備促進事業補助につきましては下水道接続の補助です。今回、下水道区域の3次区域ですかね、2社が接続いたしまして、補助率は20分の3です。

○13番（清水和弘） この2件をつないで、あと下水道に接続していない水産加工業ちゅうのは何件ぐらいあるの。

○水産商工課長（鮫島寿文） 立神地区にあつて2件ございますが、1件につきましては今年度接続する方向で予算を組んでございます。もう一件につきましては検討中ということで、引き続き接続のお願いをしていく予定でございます。

○13番（清水和弘） 結局、そういった下水道に接続しない、今後も接続する予定もない、そういう水産加工業は何社になるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 下水道区域におきましては、今申し上げました立神地区の第3次区域ですかね、そこが2社ありますが、1社は先ほど言いました今年度接続するというので伺つております。もう1社については検討中ということで、この2社が下水道区域内では未接続ということで考えております。

○13番（清水和弘） 立神地区の場合は下水道区域でない部分に工場はあると思うんですけど、そういうところは、この環境整備施設なんかつけとるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 下水道の計画区域外に浄化処理施設を設置されているところがほとんどですが、そこがまだ未設置のところも幾らかございます。

そこにつきましても、引き続き環境整備係とも協議しながら、そういった施設を設置いただくようお願いをしているところでございます。

○13番（清水和弘） 私、先ほど未設置というのが、そういうのが何社あるのかなつて聞いてるんですけど。

○市民生活課長（川崎満） こちらで現在把握している未設置箇所は5か所でございます。

○13番（清水和弘） 5か所については、将来的に何だかこの環境整備設備を設置するとかそういう話は聞いてないんですか。

○市民生活課長（川崎満） これらの事業所に関しては、こちらから話はしているところですが、近々に具体的に設置する計画というのはまだ伺っていないところでございます。

○13番（清水和弘） 近々の計画は伺っていないという話ですけど、やっぱり住民のために住みやすい環境づくりということであればですよ、一番環境整備系のほうは先進的に私は取り組むべきだと思うんですけど。そういう5か所の製造場に対して、何かこの前向きに検討するような話は進めてないんですか。

○市民生活課長（川崎満） このうち幾つかの事業所につきましては、処理施設を設置してほしいということ、それとまた下水道区域外ではございますが、区域外接続についても検討をお願いしているところでございます。

○13番（清水和弘） この施設からですよ、馬追川、棧敷川その辺の結局汚水濃度はすごくひどいわけなんですよ。そういうことを考えたら、私はもう鋭意この行ってですよ、前向きな回答を得られるように頑張ってください。

次にですね、沿岸漁業のこのイセエビの状況なんですけど、私はもう非常にこの前も一般質問でちょっと発言したんですけどね、白化現象によるこのイセエビとかヒラメに影響は出てないんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） イセエビにつきましては、令和元年度、この決算でもありますけどイセエビ礁を一文字防波堤と火之神の間ぐらいに設置をして、また例年イセエビの放流等も行っているところです。

水揚げ的には厳しい状況が続いているところですが、令和元年におきましては2,700キログラム、その前の年が2,500キロ、その前が3,000キロ、28年が2,200ということで2,000から3,000を推移しているところです。

なかなか漁模様のには厳しいところもございますが、委員がおっしゃいます藻場の関係、白化ということではありますが、火之神地区で干潮時に見られます白化につきましては、サンゴの白化現象とは違いますが、原因はまだ分からないと県も言っておられますが、石灰藻、石灰を体内に取り込んでしまう藻、草がありまして、それが付着をして白くなってる場合もあるのではないかと御意見も伺っているところです。

これにつきましては、水産多面的機能の事業におきまして、藻場の喪失に、食害、オニヒトデ等の駆除等もありますが、そういったものも含めながら、その水産多面的な協議会の中でその白化についても少し調査をしていければと考えているところです。

イセエビにつきましては、そういった状況で2,000から3,000キログラムを推移して水揚げがあるというところで御理解をいただきたいと思います。

○13番（清水和弘） 今、イセエビシーズンに、捕獲シーズンになったんですけどね。これ住民がすごく枕崎でもイセエビ祭りぐらいしてくれんかという声大きいんですよ。

そういうのも考慮してですね、私は今2,000から3,000キロですか、年間、上がるとということなんですけど、この朝市はイセエビ祭りか何かする予定はないですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 大隅ですとか阿久根のほうで、えっがね祭り、イセエビ祭り等がありますが、本市におきましても、今回9月の4連休が近くありますが、そこで、イセエビ祭り等まではいきませんが、イセエビフェアということで、お魚センターでイセエビが食べられるそういったフェアをしようということで考えております。

また、イセエビに限らず魚食普及ということで、お魚センターで少しイセエビを食べられる取組、イベントをすることで、地元のイセエビということで、値段が平均5,000円程度しますので、そこを関係協議会等の協力を得て、お手頃な価格で皆さんに振る舞えると言いますか、味を楽しんでいただくということで、今度の連休に、19日から22日ですかね、考えております。

○13番（清水和弘） 南九州市でもイセエビをよう販売しとるんですけど、これは枕崎の漁師の人たちの持ってきているイセエビやと私は言われるんですよ。何で清水さん枕崎ではせんのか。

だから、この枕崎っていうところは、私に言わせればイセエビとか、そしてアワビ、それなん

かが物すごく取れる海岸になつとるらしいですよ。だから、枕崎の水産漁業発展のためにも、そういうのは年に1回か2回ぐらいですよ、今後発信していけば、まだまだ私は枕崎は活性化すると思うからですね、その辺も一応考慮していただくようお願いいたします。

○3番(上迫正幸) 166ページ、市道雑草伐採委託についてお伺いいたします。

30年度とすると2公民館の減少となっているようですが、この原因は何でしょうか。

○建設課長(松崎信二) 前年と比べて2公民館減になっておりますけれども、公民館からの要望がありまして、高齢化等が進んで、どうしても公民館のほうで受託できないということで、その2地区の公民館のところの分が減っております。そして、減になったその地区のところは、シルバー委託や、または建設業への委託によりまして、その地区のところの市道の伐採は実施したところであります。

○3番(上迫正幸) 市道小払いは原則的に公民館との契約だと思いますが、その公民館がもう高齢のためできないとなったら、そこに住んでらっしゃる若い人たちとかとの団体なんかと契約するという考えはないわけですか。

○建設課長(松崎信二) 今、委員からありましたけれども、昨年も1公民館から要望がありまして、そこの若い人たちというか、幾つかの路線を契約したいということで契約した実績もあります。それとまた、今年も公民館ではなくて、校区といいますか広い範囲のところ、高齢化が進んでいるから、その地区で契約はできないかという相談が来ているところもあります。

○3番(上迫正幸) その契約をする場合は、最低限の長さ等、決まりはないんですか。

○建設課長(松崎信二) 決まりとしましては、路線単位でお願いしたいと思っております。

○9番(立石幸徳) 産業関係の農業、商工、水産ひっくるめてですね、私、一般質問でもちょっと触れたその本市の地場産業が非常にこのコロナで大変な状況になって、全般的に地場産業全体のその非常に厳しい状況が出てる中で、今もう9月中旬ですけど、秋といういわゆる地場産業の各分野のお祭りとか、イベントとか全部中止になってるんですね。

特に、農業祭とか、あるいは焼酎の祭り、新酒まつりですか、それももちろん大変なんですけど、本当なら今日明日実施される予定、例年なら。去年までずっと50年以上やっていたかつおぶしの産地入札会も中止なんですよ。

当然、当事者の業界の人たちが一番いろいろと苦慮して、打開策とか検討されているわけですけど、行政のほうには、例えばその今言ったかつおぶしの産地入札会が、これはもう50年以上ずっと続いているのが初めて中止、台風等で延期をすることがあってもやっぱりずっと実施してきたのが、今回は取りやめですよ。この影響ちゅうのを担当課のほうはどういうふうに業界からは聞かれているのか。私どもも非常に市民として心配するもんですから、その辺についてはどういふことを聞かされているんですか、教えてください。

○水産商工課長(鮫島寿文) 業界とも何とかできないか、この産地入札ができないかということで考えていたところですが、まず山川が中止ということでありましたので、枕崎でもいろんな意見があってコロナ禍で中止すべきだと。

需要の関係が減っている中で開いたとしても、値が下がるのではないかと、またコロナの中で開催することによって県外から大勢の方が来られますので、やはり入札会場においては3密を避けられないということで実施すべきではないという声もあったかと聞いております。

また、影響的にはやはり3億、4億の当日入札、売上げがあるわけではありますが、通常は、取引業者というのはある程度年間通じてどこどこというのがありますが、この産地入札におきましては、いろんなところの札が入りますので、新しい取引先の開拓にもつながるでしょうし、そういった部分では、非常にこの産地入札が中止になったというのは、新しい取引先の開拓も含めて実際の売上げのそういった何億という入札がございますので、製品の販売についても、やはり滞ってしまいます。

やはり、作った物が売れない、この入札で売れないということがありますので、実質的な販路がなくなってしまうところ、それと新しい販路の開拓の部分はこの入札で得られる場合もございましたので、非常に2点についてやはり大きいのかなと、影響があるということでお伺いしております。

○9番（立石幸徳） これもある意味で余計なことかもしれませんが、私の承知している範囲では、産地入札会での売上げをもとに、いわゆる資金繰りといいたいでしょうか、そういう販売の場があって、資金の回転をしている事実が相当な金額があったと思うんですね。

その辺は、今度中止になると、当然、その販売額ちゅうか売上額が入らないわけですので、そういう資金繰り的なものとしては、業界として当然何らかの対応はしてるとは思うんですけども、全然問題ないとそういうふうにとらえていいんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 全然問題ないということではないと思います。

私どもも通常の量販店とか問屋、そういった年間契約をしているところのやはり需要が、都会を中心に落ちておりますので、消費低迷で在庫を抱えていると。

そして、今委員がおっしゃいましたとおり、9月の産地入札で、ある程度その商品を買いたいということもございましたので、そこにつきましても、そこがなくなるということでありましたので、枕崎独自に即売会みたいなのができないかという声もあったとは聞いております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、コロナ禍において県外から大勢の方が来ていただく、そして入札会場が密になる、そういったところを考えますと非常に厳しいのかなと。

それと、今都会を中心に飲食店等が営業自粛や客足が遠のいていることによりまして、飲食店等を中心に、またホテル・旅館等もそういった宿泊需要が落ちている中で、本市のかつおぶしの需要がやはり落ちていると。その中で入札をしたとしましても、やはり値崩れのおそれもあるのではないかとそういった懸念もあったかと聞いております。

そして、今委員がおっしゃいました資金繰りの関係につきましても事業者応援資金ですとか、あと一番の資金繰りの融資案件につきましても相談等が来ておりますが、かつおぶしの製造関係におきましては48経営体がございますが、やはり多くの相談件数というのが、かつおぶし業者、飲食店とありますので、その中でも私どもとしてもやはり資金繰りが厳しいと。

通常の卸し先の飲食店、また問屋等の発注が少ないというのを伺っておりますので、今回のやはり産地入札がなかったというのは非常に大きな影響を受けている事業所もあると把握しております。

○13番（清水和弘） 160ページなんですけど、本市も水産高校はいろいろ頑張ってますね、マダイとかヒラメ放流、トコブシのほうもやっと思ってるんですけど、こういうやつに市のほうは、18万9,000円これに加えてトコブシを加えるとかそういうのはないんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） この事業につきましても、豊かな海づくりパイロット事業の中で行っております。

これにつきましても、県下の取組として、今マダイ、ヒラメ等をやっておりますが、今のところトコブシを本市で放流というのは計画にはないところです。

先ほども言いましたとおり、やはりこういったマダイ、ヒラメを放流することで、県内全域でそういった取組をすることで、効果を上げていきたいということで考えておりますので、またトコブシについてもそういった御意見がまた漁業者からあれば検討したいと思います。

○13番（清水和弘） ヒラメっていうのは、私はあまりこの枕崎の市場のほうで水揚げされとるのは見たことないですよ。放流箇所も考える必要があるんじゃないかと思ってるんですよ。

マダイのほうは、今度は港内で放流するのかどうか分からんけど、小さなマダイまでこの岸壁から釣り上げとるわけですよ。何の効果があるんだろうかと、やっぱりその辺の取締りも必要じゃないかと私は思うんですよ。

それに比べてこのトコブシっていうのはですよ、私は種子島のあっちのほうから泳いできとるやつもあると聞いとるんだけど、この産業の育成化、活性化を考えたらこのトコブシのほうにもこの補助金を水産高校に与えてですよ、研究する必要があるんじゃないかと。

実際、このトコブシの稚魚を育てとるんじゃないですか、どうなんですか、トコブシは。

○水産商工課長（鮫島寿文） 水産高校の種苗につきましては、チョウザメですとか、今おっしゃったようなマダイとか、あとニジマスでしたかね、そういったもので、少し私、トコブシを育てているというのは水槽は見ていないんですが、マダイの状況につきましても、年間5,000キロほど水揚げをされておりました、一応、一定の成果はあるのかなということで考えております。

あと、ヒラメにつきましても、毎日とはいきませんが、私も朝の7時の入札に土曜日等は見に行くんですが、やはりヒラメも上がっております。大きいものであれば3キロ以上の大きいものも上がっておりますので、一定の効果はあるのかなと思っております。

ヒラメにつきましては、砂地と岩地が混ざり合ったようなところにおりますので、漁場的には、やはり枕崎の沿岸も適しているのかなと思っております。

引き続き、効果があるように放流箇所等につきましても、また検討してまいりたいと思います。

○13番（清水和弘） 課長はこのトコブシのことについては分かってないということだったんですけどね、この私は以前のこの前の校長のときに相談に行ったんですよ。そのときはトコブシとかいろいろ見してくれたですよ。

これに対してですよ、私はこの前も言うところですけど、産官学でお互いに枕崎の発展のために尽くす必要があるんじゃないかと思うんですよ。それを産官学で声を上げてやろうとかする計画とまでは言わんけど、やる気はないんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） マダイ、ヒラメの放流につきましては、大きな堤防の辺りに、水深10メートル、20メートル付近に放流をしておりますが、今水産高校との連携ということですが、水産高校ともまた今年度に入りまして、先ほど議員がおっしゃった藻場、白化現象とかそういったことにつきまして、水産高校がSPHでドローンとかそういったもので上空から藻場を観察する、モニタリングするということもございましたので、漁協また漁業者の方と相談しながら今藻場のモニタリングをやっているところですが、オニヒトデのそういった調査等もしておりますが、そういったものについて水産高校の努力の成果といいますか、ドローンを活用した藻場の調査というのも今後、水産の多面的事業等で活用できないか今お話をしておりますので、その連携の取組の検討を進めているところがございますので、引き続き水産高校の高校教育に影響がないように、地元のそういった水産業振興にも寄与していただけるということで話を伺っておりますので、引き続き連携は深めてまいりたいと考えております。

○委員長（東君子） ここで10分間休憩いたします。

午後3時33分 休憩

午後3時42分 再開

○委員長（東君子） 再開いたします。

休憩前に引き続き、労働費から土木費までの審査をお願いいたします。

○11番（永野慶一郎） 決算報告書の164ページで、火之神公園の来園者とかプールの利用者の人数を書いている表があるんですけど、29年度から比べると年々減ってきて、4万人を切っていると。これ令和2年度の今年だったら新型コロナウイルス感染症の影響で減るっていうのが分かるんですけど、これ減った要因っていうのは何が考えられますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） プールの利用者そういったものもございますが、お魚センターの利用等も参考にしながら、常時、公園で観光客のカウントができないものですから、お魚センターの利用状況が減ったことによりまして、若干減っているのかなと。市内の入り込み客というのもやはりお魚センターを中心ということで考えておりました、その関係でお魚センターの来客

者の減によりまして、相乗で火之神公園も減ったのではないかなと。

しかしながら、近年、キャンプのテントが多くありますので、そこまでは落ちてないかもしれませんが、そういった統計をこれまでずっと分析をしておりましたので、お魚センターの減の要因がやはり火之神公園のほうにも利用減ということで反映されたものと考えております。

○11番（永野慶一郎） どういった、何を根拠に人数を毎年出しているのかなと思ったんですけども、私が見る限りは年々増えていってるような気がするんですよ。

キャンプ利用者だけじゃなくて、地元の方たちも散歩に来たり、休みの日は車で来て海を眺めたりとあって、結構、人がいるのを目にするんですよ。

何が言いたいかといいますと、毎年毎年整備事業費が上がってて、令和元年度も地域振興推進事業が1,500万近くと、火之神公園の整備事業が600万近くあって、2,000万ちょっとで整備事業をされてるわけですよ。整備事業をしてる中で人が減ってくるってどうなのって私純粹に思うもんですから、それって整備をする意味が今度はそれすらなくなるんじゃないかなって思うんですけども、そこら辺も含めてなんですけど、課長はどうお考えですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） おっしゃるとおりの部分もあろうかと思えます。今までこういった統計の分析方法でやっておりましたが、実際にはキャンプ利用者というのは単独で見ますと増えております。

ですから、一応これまで園路の整備ですとか、令和元年度はプールへのアクセス道路の拡幅等を行って、そういったつながりをプールと平和祈念展望台は動線的に行けるように整備したところですが、今委員がおっしゃったとおりの入り込み客、火之神公園の入場者、来客数の数値の把握につきましては、少し別な考え方を取り入れながら数値を出していこうかと考えております。

○11番（永野慶一郎） 見た感じは増えてるなっていうような予想をお見受けするもんですから、ただ予算等の関係からいけば、この今の人数把握の方法でいけば、ちょっとおかしな状況が生まれているのかなと。誰か張りついて数えなければいけないでしょうけども、ほかの自治体にもいろいろ公園とかあって入場者数とか出してる場所もあると思うんですけど、そういったのも参考にしながら、令和2年度は大分落ち込むでしょうからね。

また、来年以降なんかいい計算方法を出していただいて、ちょっと事実に基づくっていうか、実際の状態に近いような算出方法を見つけていただきたいと思うんですが。

○水産商工課長（鮫島寿文） 火之神公園の実数に近いものとしましては、プールの利用者は、年々7,000人、8,000人、昨年が8,355人ということですが、キャンプの利用につきましては、平成25年が339であったものが、令和元年は2,150、平成30年は2,056、平成29年が1,762と大分、委員も感じてらっしゃるとおり私どもも見て多くなってきております。

こういった数値を少し反映させるような、全体的な公園の入り込み客についての数値把握の考え方をまた検討、研究していきたいと考えております。

○11番（永野慶一郎） 何度も言いますが、精査をするのに当たって、予算を使って整備をしているのに人数が減ってるっていうようなそういったのも見てて、ちょっと納得できないというか、そういったところもございますので、工夫をしていただきたいと思います。

○7番（吉松幸夫） 162ページのコンカツプロジェクトについて二、三お尋ねいたします。

このプロジェクトが始まってから7年か8年ぐらいかと思うんですけども、この負担金が50万なんですけど、どういうふうな使われ方をしているのか、二、三教えてください。

○水産商工課長（鮫島寿文） 負担金の使われ方ですが、令和元年度に実施した事業につきまして申し上げますと、稚内の港まつり、南極まつりのほうに枕崎鯉船人めしを出店しております。

また、毎年コンカツスイーツコンテストということでコンテストを実施しまして、グランプリ、準グランプリ、入賞といったことで各テーマを設けてスイーツコンテストもしております。

また、子供たちの交流の取組としまして、稚内の魚、当初北の海のお魚のクリオネをお魚セン

ターに展示ということを考えておりましたが、少し温暖化の関係で流氷が下りてこなくてクリオネが捕れませんでしたので、フウセンウオという魚をこちらのほうに送っていただいて、枕崎からは台場の磯のところで熱帯にいるようなきれいな魚を捕って、稚内に送るといった交流の事業等を行っているところです。

○7番（吉松幸夫）　これがもう毎年いろんな形でですね、このコンカツと銘打ってやっていると、最終的な目標としてやっぱりあの名前にもありますように、男女家庭をつくるというようになところも目的だと思うんですけども、このコンカツで家庭をつくられた件数は何件ぐらいありますか。

○水産商工課長（鮫島寿文）　このコンカツ事業につきましては、結婚の婚活も以前はそういった女性、男性の出会いの場ということで取組をしたこともございましたが、昨年した事業の中で、10月に出雲のほうで例年大学駅伝がございますが、そこにもやはりコンブとカツオということで一緒に枕崎市と稚内市と出雲市と合同でコンブとカツオ、コンカツのPRをしたところです。

手打ちそばに、稚内の利尻昆布と枕崎のかつおぶしでだしを取った特製のそばで振る舞いをしたと、こういった活動を中心にやっという、また先ほど申し上げました地域間交流ということで稚内の子供たち、枕崎の子供たちの交流、それと今年につきましては新型コロナウイルス感染症の関係でできませんでしたが、稚内のほうでも白波会というのもございまして、そういったものに対して枕崎からも行ったり、そして例年ですと今年の新酒祭りも先ほどありましてとおり中止になりましたが、新酒祭りでも稚内の方が来られて稚内の物産を販売するといったことで、経済的な交流もしていこうということの取組の協議会でございます。

○7番（吉松幸夫）　枕崎のコンカツプロジェクトとか、160ページのカツオマイスター検定とかですね、特出したこういう行事がありますので、もっと大きな夢を見てですね、どんどんアピールしていただきたいというふうにお願いいたします。

○13番（清水和弘）　157ページなんですけど、未登記対策経費約219万7,000円あるんですけどね。この未登記のほうは山林と畑、あるいは3種類あるのかな、宅地と。この未登記の全体数は大体何筆ぐらいあるんですか。

○財政課長（佐藤祐司）　以前、昨年の決算時に報告をした数というのは481筆だったと記憶しておりますが、元年度末で458筆になっております。

○13番（清水和弘）　これは畑なんですか、山林なんですか。地目は何ですか、これ。

○財政課長（佐藤祐司）　今回、減少してきているものにつきましては農道でございます。

○13番（清水和弘）　農道だけで458筆ということなんですか。

○財政課長（佐藤祐司）　本年度減少したものについては全て農道でございます。

あと、農政課関係で244筆、そして建設課、これは市道関係ですが182筆、そして財政課で32筆、財政課のものは一番大きいのが南薩鉄道跡地でございます。全部で458筆です。

○13番（清水和弘）　これを登記することによって、財政的にどんぐらいの負担があるんですか。負担はないんですか。

○財政課長（佐藤祐司）　これを減少させることで、ここに書いてあるように分筆測量図の作成委託ですとか、費用はかかっていくと思いますが、この458筆を解消して枕崎市の歳入がそしたら増えるのかといえ、そういうことはございません。

○4番（沖園強）　決算説明書の155ページと決算書の43ページをお願いします。

畜産業費なんですけど、当初予算が74万4,000円で、年度途中の補正予算が405万3,000円と、そして予備費から充当したのは284万8,000円と。

この284万8,000円のクリーン堆肥センターのホイルローダーの修理、クリーン堆肥センターの発酵施設シャッター修理、これは補正で対応したんですか、予備費で対応したんですか。

○農政課長（原田博明）　クリーン堆肥センターのシャッター修理につきましては、補正予算で

対応いたしました。また、ホイローダーのエンジン修理につきましては、予備費で対応したところでございます。

○4番(沖園強) そう見えますよね。そうすると、負担金補助金が繰越明許になってるんですけど、この繰越明許になった負担金補助金は何なの。

○農政課長(原田博明) これはASF、アフリカ豚熱の侵入防止対策事業でございます。

この事業につきましては、国のASF侵入防止対策緊急支援事業が創設されましたので、国の事業と県もこの事業に対して補助をするということになりました。

補助残につきまして、市も10%補助をするということで計上したところですが、年度末に近かったため全国一斉に発注するというので資材の不足、また施工業者の手配が困難ということで繰越明許にしたところですよ。

○4番(沖園強) 了解しましたけど、一般質問等でも若干お尋ねしたクリーンセンターなんですけど、運営状況の収支状況が二、三年分かりますか。

○農政課長(原田博明) 損益で申し上げます。過去3年間で説明いたしますが、平成29年度につきましては、234万3,000円の赤字でございます。平成30年度につきましては、334万6,000円の赤字でございます。令和元年度につきましては、1,048万5,000円の赤字でございます。

○4番(沖園強) この運営状況について、特に令和元年度は1,000万を赤字が超えたよ。

そうするとJAとの協議会ですかね、ではどんな協議をされてるんですか。

○農政課長(原田博明) JA南さつまとの契約につきましては、指定管理者の協定を結んで運営をお願いしてまして、毎年度、事業報告という形でJA南さつまの担当者から報告を受けています。

マイナスの要因とか、改善している内容をお伺いしますが、やはり昨今の堆肥の使用の減少です。全体的に堆肥の利用が減っているということもありますし、また別の業者との競合等もありまして、なかなか思うような販売ができてないということで、JA南さつまから報告を受けているところですよ。

○4番(沖園強) 経営努力ちゅうか、運営努力ちゅうか、その部分で競争に負けてるんでしょうね、恐らくね。島送りはどうなっているんですか。島への供給ちゅうか。

○農政課長(原田博明) 奄美に対してのフレコン堆肥の供給ですが、フレコン堆肥につきましては奄美に送って販売しているということでお伺いしてはいますが、やはりその量といたしましても若干年々減少しているということで、離島へのフレコン堆肥の供給についても厳しい内容だということで報告を受けています。

一般質問でもありましたが、近隣市の状況につきましてもやはり厳しいということで、全体的になかなか堆肥がさばけないというようなことで報告を受けていますし、また民間の堆肥を売っている会社等は格安の堆肥を販売していたり、場合によっては無償で提供しているということもあるということで、なかなか製品が売れないという報告は受けてはいて、厳しい状況と伺っています。

○4番(沖園強) 指定管理者ということで、市も非常に関与はしていると。そしてまた一般質問でも申し上げたんですけど、本市の畜産業にとってはなくてはならない施設だと思うんですよ。

それで運営努力ちゅうか、経営努力ちゅうか、そこを促していかないと。そうすると現在畜産農家がそれぞれ自前の堆肥センターを持ちよって製品の競合が見られているようなんですけど、堆肥施設を持っていない畜産農家はどんぐらい受け入れているんですか。

○農政課長(原田博明) 枕崎堆肥センターで受け入れている農家につきましては、牛ふんが7戸、豚ふんが12戸、鶏ふんが12戸、計31戸利用していると伺っております。

○4番(沖園強) 牛、豚、鶏、農家戸数は何戸になってるの。

○農政課長(原田博明) 枕崎市内の畜産農家につきまして説明いたしますが、肉用牛農家が

11戸、種鶏農家が3戸、採卵鶏農家が1戸、乳用牛農家が3戸、養豚農家が14戸、ブロイラー農家が4戸でございます。

○4番（沖園強） ほとんどの畜産農家の受け皿になってるわけですね。

こういった負担金と言えばいいのか、修理補助等は、ほんとやむを得ない出費になるかと思うんですけど、やはりその経営努力だけは促していただきたいということでお願いしときます。

158ページの林業振興費なんですが、決算書は43ページで、ここに森林経営管理推進事業、森林環境譲与税を活用した取組ということなんですけど、どのような事業をやられているんですか。森林整備等を行っているようなんですけど。

○農政課参事（小湊哲郎） 令和元年度の森林経営管理推進事業、森林環境譲与税の事業については、森づくり推進員の活動経費として45万円、意向調査に伴います消耗品費、役務費として2万9,358円、南薩地域森林計画情報への更新事業業務委託経費、森林情報システムへ乗せ替え経費の委託料として49万5,000円、備品購入費として森林情報管理システム専用端末の購入経費を26万4,000円、合わせて123万8,358円の決算額となっております。

○4番（沖園強） その林業振興費において原材料費は予算を組んでやるんだけど、全部不用額になってるんですけど、当初どんな原材料費を見込んでおって、そして原材料費がゼロ円になったのかお示しいただきたいと思います。

○農政課参事（小湊哲郎） 本市の林道3路線の路面の維持補修として原材料を10万1,000円予算計上しておりましたが、原材料費の支出がないのは災害補正により路面改良工を予算計上して対応したことから原材料費を支出していないものです。

○4番（沖園強） 次、決算報告書171ページの住宅管理費でお尋ねします。

これも一般質問で若干触れていろいろ説明を受けたんですけど、管理費、決算額で3,873万5,000円ということなんですけど、維持修繕事業、これどこをされたんですか。維持修繕事業のみでいいです。

○建設課長（松崎信二） 市営住宅維持修繕事業の688万0,681円の主な修繕につきましては、桜山団地、西之原団地の床補修と木場団地屋根防水と桜山団地浄化槽蓋補修などになります。

○委員長（東君子） 4時を過ぎておりますので、質疑答弁は簡潔にお願いいたします。

○4番（沖園強） 桜山、西之原は分かりました。木場団地は雨漏り補修ということですね。

一般質問では浄化槽のマンホール等の不備を申し上げたんですけど、そうするとこの決算書の委託料は何の委託料なんですか。不用額は41万4,000円程度上がっているんですけど。

○建設課長（松崎信二） この決算書にあります10万4,500円のことでしょうか。

○4番（沖園強） いや、住宅管理費の委託料13番ですよ、節区分の。13番委託料106万の予算額に対して41万4,000円の不用額が出ているんですけど、48ページですよ、決算書の。不用額について説明ができれば。

○建設課主幹兼建築係長（大工園昭則） 各住宅の生け垣の剪定、草刈り業務委託、第2金山団地の浄化槽清掃業務委託となります。

○4番（沖園強） 一般質問等で申し上げたんですけど、非常に劣悪な環境ということは否認ない事実なんですね。火之神団地にしても、谷原団地にしても、木場団地にしても、亀沢の簡平団地にしても非常に劣悪だと。

これ副市長ですね、1回副市長なんかも見て回られたほうがいいですよ、現場を。ああいう環境の中で公営住宅です借りてくださいという環境じゃない。そこに低額所得者の方が多いかもしれないですけど、そういう公営住宅で住んでもらえるような環境じゃないと思います。

総体的にここは検討していただかないと、住民の方々はこういった形で考えられて住まわられているのか分かりませんが、行政としてはやっぱり責任があるだろうなと私は思っております。

そうすると、この修繕等で688万ということなんですけど、決算書の工事請負費は286万2,000円だと、

これどう捉えればいいんですか。決算報告でいけば遠見番と若葉団地の住宅のみがこの工事請負費になってるわけですよ。修繕費は需用費になるの、何になるの。

○建設課長（松崎信二） 決算書の171ページにあります住宅管理費の中で、若葉団地、遠見番住宅濡縁改修工事、これが工事請負費になりまして、その上にあります688万0,681円、これは需用費の修繕になります。

○4番（沖園強） 長寿命化計画等も立てられているんですけど、今の現状を見ればこの需用費を増やしてでも対応していかないと、ほんとああいう環境に住まわれている方々に申し訳ないと思っておりますので、対処方をよろしくお願い申し上げます。

○5番（禰占通男） 農業費で、当初予算に農村地区地域防災減災事業というのが、調査・計画があったんですけど、これ決算書のどこに当たるんですか、まず。

○農政課参事（小湊哲郎） 市の負担分が不要ということになりましたので、3月補正で減額しましたので、決算書には出てきていないところです。

○5番（禰占通男） 内容的には調査・計画ちなっていたんですけど、内容的にはどうなったけ。

○農政課参事（小湊哲郎） 内容としましては、桜山の西鹿籠地区、岩崎から金山、田布川地区における農業用排水路等の改修の計画を行うもので、当初、市の負担もあるということで予算には計上しておりましたが、市の負担は不要とのことで3月補正で減額したところです。

○9番（立石幸徳） 簡潔に2点ほどですね、まず161ページ。

この県単の白沢津港、これは西側の土のうの工事を元年度にしてるんですけど、白沢津港についてはしゅんせつ工事はどうなっているんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 要望は引き続きしております。令和2年度事業でも取り組めるようにしゅんせつをお願いしているところです。

上流からの砂等の堆積物で、今、船が東側に4隻ほど泊めてありますが、その部分がやはり干潮時に非常に浅くなり、底を擦るという状況が何度も見受けられておりますので引き続き、できれば今年度中にできないかということをお願いしておりますが、令和3年度でも取り組めるように要望しているところです。

○9番（立石幸徳） もうちょっと強く押さないですかね、もう地元の関係の人たちは正直もう絶望みたいな感じの声を聞きますんでね、これを強く要望してください。

もう一点はですね、近年の漁業っていうのは、いわゆる資源管理っていうのが非常に強く言われてるんですけど、そこで吹上浜沖に串木野から日置、南さつま、ここに102基の洋上風力を造るということで、一応そういった計画が出てるんですけど、これが漁業に及ぼす影響ですね、つまり私もこれも一般質問でいわゆるマグロ資源の関係で、いわゆる割当てがあるということで、枕崎の場合は上の例えば阿久根、長島とかから来るヨコワがですね、ヨコワシビ、これがどうなるんだっていうことがあったんですが、この102基の風力発電、もうできると決まったわけでも何でもないんですけど、私は相当な漁業には影響が出ると思うんです。

その現地には枕崎の漁船が漁業に行くというよりも、いろんな上部からの回遊魚がですね、どういうふうになるか。この風力発電のいわゆる低周波が非常に漁業には影響すると思うんですけど、現時点で本市の水産商工課は風力発電に関する漁業への影響あるいは県からどういうふうな情報を頂いているのか、その点について私は教えていただきたいと思います。

○水産商工課長（鮫島寿文） 日置市沖の吹上浜の風力発電、大規模な風力発電ということで私も承知をしております。

新聞等でも発表がありまして、そこで実際に漁というのは非常に少ないかもしれませんが、委員がおっしゃいますとおり回遊魚、アジ、サバ、ムロ等が枕崎沖の黒島、屋久島沖等でも捕れたり、また大隅でも捕れますが、そういった中で中型まき網船も状況によってはそちらの海域まで行くこともあろうかと思っておりますので、アジ、サバのまき網船、そういったのは影響が出てくるこ

とも想定されます。

また、漁模様の今委員がおっしゃいましたが、私も科学的なエビデンスは持っていませんが、そういった低周波、風車の稼働によります魚への影響というのもあるかと思しますので、そういった情報について私どもまだ県や関係機関から情報提供はいただいているところではございません。

漁協や沿岸の方とも少しその辺をしっかりと見ていこうというお話はしているところです。

○委員長（東君子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で労働費から土木費までの審査を保留いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時 28 分 散会